

新市建設計画

古河市・総和町・三和町合併協議会

目 次

序 章 合併に関わる時代背景	1
第1節 市町村合併に関わる時代背景	1
第2節 合併の必要性和効果	1
第1章 計画の策定方針	3
第1節 計画策定の目的	3
第2節 計画の内容	3
第3節 計画の期間	3
第4節 策定における基本的な考え方	3
第2章 構成市町の概況	4
第1節 自然条件・地理的条件	4
第2節 沿革	4
第3節 面積・土地利用	4
第4節 人口・世帯	5
第5節 産業構造	7
第3章 関連計画の概要	10
第1節 茨城県長期総合計画	10
第2節 茨城西南地方広域市町村圏計画	11
第3節 3市町の総合計画	12
第4章 主要指標の見通し	13
第1節 人口	13
第2節 世帯	14
第3節 就業人口	15
第5章 新市建設の基本方針	16
第1節 将来像	16
第2節 基本方針	19
第3節 土地利用構想	20
第6章 分野別推進計画	24
第1節 施策体系	24
第2節 分野別主要事業	25
第3節 先導的プロジェクト	35
第4節 施策の実現化方策	36
第7章 公共的施設の適正配置と整備	37
第1節 基本的考え方	37
第8章 財政計画	38
第1節 基本的考え方	38
第2節 歳入・歳出計画	40
参考資料	42
都市基盤・生活環境の整備状況	42
公共的施設等の状況	43
行財政の状況	46

序章 合併に関わる時代背景

第1節 市町村合併に関わる時代背景

1. 地方分権型社会への適応と行政能力の強化

地方分権改革の進展に伴い、市町村が行う行政サービスは、自らの判断と責任において決定し実施することが求められています。そのため、これまで以上に市町村の行財政基盤の充実強化を図るとともに、自治体としての政策形成能力の向上が望まれるところであり、人材の確保と適正な配置、職員の専門能力の向上や機構改革等総合的に執行体制を強化する必要があります。

2. 国・地方の財政悪化

国及び地方自治体の債務残高が、平成14年度末には約698兆円に到達するなど、わが国の財政は危機的状況にあるといわれています。

現在、国は、国庫補助負担金制度と地方交付税制度の改革および地方への税源移譲を柱とした三位一体の改革を進めており、その余波は地方財政にも重大な影響を及ぼしています。そのため、地方交付税・国庫補助金の削減により厳しい財政運営を迫られることとなり、より一層の効率化・スリム化が求められています。

3. 合併を手段とした住民福祉の向上

少子高齢化の急激な進行により、これまでの社会構造が大きく変化してきています。保健・医療・福祉といった行政サービスの需要が増大する一方で、少子化に伴う生産年齢人口の減少が財源の確保に大きく影響し、このままでは市町村の行財政運営が一層困難な状況に迫られることとなり、行政による社会保障や福祉サービスの維持・向上が困難になっています。そこで、より行き届いた福祉サービスの維持・向上に最善を尽くすため、効率よく活動できるネットワークの形成、人材の確保等が求められています。

第2節 合併の必要性和効果

1. 合併の必要性

(1) 財政基盤の強化

社会全体が低成長時代に入り、国・地方を合わせた財政は、税収入が落ち込む中で、巨額の債務残高を有するなど極めて厳しい状況にあります。

本地域においても、人口の増加が期待できないことなどから市税・町税の伸びが見込めない一方で、高齢者への福祉サービスの増大や3市町の債務残高も334億円（普通会計平成15年度末現在）に達するなど、今後の財政運営は一層厳しくなるものと見込まれます。

こうした厳しい状況にあっても、市民サービスの低下を招くことなく、サービス水準を維持・向上させていく必要があります。そのためには、限られた財源の中で、より効率的なサービス体制の構築などにより、行財政運営の効率化、財政基盤の拡充強化が必要となっています。

(2) 行政能力の向上

市町村の行財政の効率性に関する研究によると、一般に人口10万人以上が効率的な市町村規模であるといわれています。新市の人口は146,452人となるため、効率性を発揮しやすい条件にあると考えられます。

また、地方分権の進展に伴い、行政事務が多様化・高度化するため、これらに対応した職員を確保し、高度に専門化した行政分野を担う専門の人材を育成するなど、地方分権時代の受け皿となる組織体制を整え、職員の資質向上に努める必要があります。

(3) 多様な行政需要への対応

少子高齢化や情報化の進展、女性の社会進出などの社会情勢の変化に伴い、行政需要は多様化・高度化しています。このような行政需要に対応するためには、行政の企画立案能力・総合調整能力の向上、専門職員の確保・養成など、総合的な行財政能力の強化が必要となります。

2. 合併の効果

合併により、単独では設置が困難だった専任組織や職員の配置が可能になるなど、専門的で効率的な行政サービスを提供する体制を整備することが可能になります。

また、人件費の削減効果、重複投資を避けることや財政規模の拡大による行政コストの削減効果など、経常経費の削減を図ることが可能になります。このような大規模な経費の削減を計画的かつ速やかに実行していくことで財政基盤を強化でき、効率的な行政運営が可能となります。

さらに、本地域は、地理的にも地域を分断する山や川などが無い平坦で連続した地域であり、国道125号線など複数の幹線道路が3市町を横断していることから、市民は日常的に交流し、3市町にわたって活動しています。また、ごみ・し尿処理や土地区画整理などは周辺市町とともに一部事務組合を構成し対応しているなど、一つの生活圏として深い関わりのある地域を形成しています。合併により本地域を一体的に捉えることで、従来の行政区域を越えて広域的な道路網や新たなニーズに対応した施設整備、土地利用など、地域の特性を活かしたまちづくりの実現や広域的な取り組みを必要とする環境問題、産業振興などの事業をより効果的に実施することが可能になります。

第1章 計画の策定方針

第1節 計画策定の目的

本計画は、古河市・総和町・三和町の合併による新しい市の将来像やまちづくりの方針を明らかにするものであり、合併後の長期的な行政運営の指針となるものです。

これにより新市の速やかな一体感の確立、地域全体の活力と住民福祉の向上、地域の均衡ある発展を効果的に推進していくこととします。

第2節 計画の内容

本計画は、新市建設の基本方針、新市建設の根幹となるべき事業、公共的施設の適正配置と整備、及び新市の財政計画を中心に構成されます。

第3節 計画の期間

本計画は、合併期日の属する年度及びそれに続く10箇年度（平成17年度～平成27年度）とします。ただし、社会情勢や財政状況が著しく変化した場合、所定の手続を経て、見直しや変更を行うこととします。

第4節 策定における基本的な考え方

本計画は、以下の視点を基本的な考え方として策定することとします。

①重点施策の選定

構成市町の総合計画をはじめ、国・県などの関連計画との整合性を図るとともに、現在推進している施策の分析・評価と、これを踏まえた合併による地域発展の戦略的施策の選定に努めるものとします。

②計画課題の設定

ハード・ソフト両面にわたる課題や、新たな行政需要を可能な限り想定し、これらを体系的・関連的把握による計画課題を設定します。

③住民福祉の向上

市民の多様化するニーズや意識の変化を把握し、市民生活に急激な変化を及ぼすことのないよう、真に住民福祉の向上と新市の均衡ある発展に資する施策の推進及び公共的施設の適正配置を立案します。また、組織及び運営の効率化の視点を取り入れたものとします。

④地域特性の発揮

地域特有の風土・環境・文化、地域活動や市民活動などの地域特性を踏まえながら、「自立」の視点を基本にした計画とします。

⑤健全な財政と着実な計画推進

真に新市の建設に資する事業を着実に推進するため、適正な行財政運営に裏付けられた計画とします。

第2章 構成市町の概況

第1節 自然条件・地理的条件

関東平野のほぼ中央、茨城県の西端に位置する本地域は、西側が埼玉県、北側が栃木県、東側が結城市、八千代町、南側が五霞町・境町・猿島町と接しています。

ほぼ全域にわたって平坦な地形で、気候も概ね温暖であることから、生活の場・生産の場として恵まれた自然条件にあるといえます。

また、東京やさいたま市、宇都宮市までの距離が50～60kmという地理的条件に加え、JR宇都宮線をはじめ、国道4号や新4号バイパス等の交通ネットワークが整備されていることから、さいたま新都心、小山、宇都宮との交流が盛んであり、近年、人口・住宅・工業化の集積が進んできました。



第2節 沿革

古河市は、「万葉集」や「吾妻鏡」に名前が出てくるなど、その歴史は古代にさかのぼります。中世の室町時代、近世の江戸時代においても関東の政治・文化の中心のひとつとして栄えました。明治初期、廃藩置県により古河藩は、古河県、印旛県、千葉県へと編入、最終的に明治8年に茨城県へと編入され、明治以降は製糸業が産業の支えとなっていました。昭和25年に県内で4番目の市制施行、昭和30年の猿島郡新郷村との合併を経て現在の市域を形成しており、県西地方の中核的な都市として発展しています。

総和町は、昭和30年の猿島郡香取村、桜井村、勝鹿村、岡郷村の4か村合併により総和村が誕生し、昭和43年の町制施行により現在の総和町の姿となりました。この間、新農村建設計画や工業誘致条例の制定、首都圏整備法の都市開発区域の指定、丘里・北利根両工業団地や駒羽根住宅団地の造成等により、純農村から田園工業都市的形態へと移り変わっています。

三和町は、昭和30年の猿島郡幸島村、八俣村、結城郡名崎村の3か村合併により三和（みわ）村が誕生し、昭和44年の町制施行により現在の三和（さんわ）町となっています。古くから農業を中心として発展してきましたが、首都60km圏内という特性から、都市近郊型の露地野菜や花き栽培等の新しい農業が展開されるとともに、住宅開発が進展するなど、現在は純農村型から農住混在型の地域構造に変化しています。

第3節 面積・土地利用

本地域の総面積は123.58km²であり、その92%に当たる113.90km²が可住地となっています。平成16年の土地利用を地目別に見てみると、田・畑が45.28%と最も多く、続いて宅地21.34%、山林・原野7.83%となっています。平成6年と比較すると、宅地の割合が増加している一方で、農地や山林・原野など自然的土地利用の割合が減少していることが分かります。

【地目別面積の推移】

(単位:km²、%)

	総面積	田・畑		宅地		山林・原野		その他	
		平成6年	平成16年	平成6年	平成16年	平成6年	平成16年	平成6年	平成16年
古河市	21.00	5.67	5.24	5.87	6.22	0.42	0.31	9.06	9.23
総和町	52.80	26.20	24.76	10.23	11.56	5.50	4.60	10.87	11.88
三和町	49.78	27.11	25.96	8.17	8.59	5.57	4.77	8.93	10.46
合計	123.58	58.98	55.96	24.27	26.37	11.49	9.68	28.86	31.57
構成比	100.00	47.73	45.28	19.64	21.34	9.30	7.83	23.35	25.55

(資料:固定資産概要調査)

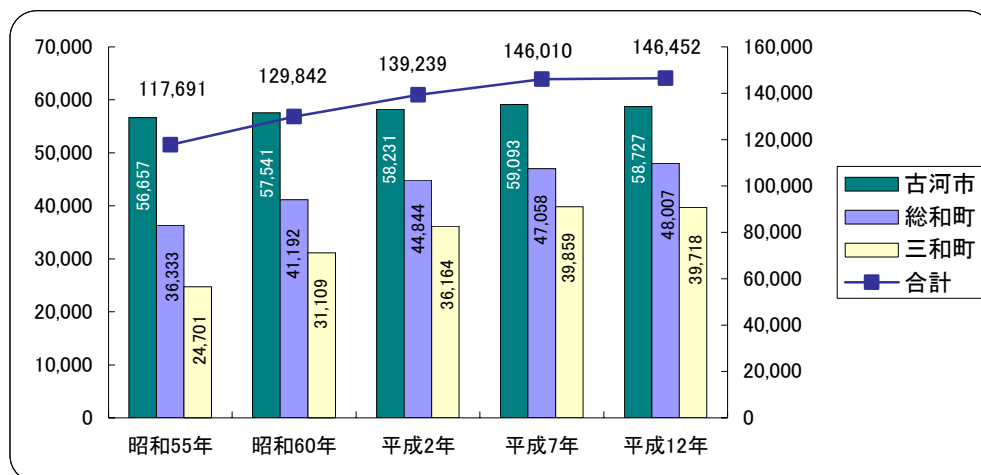
第4節 人口・世帯

1) 人口の推移

平成12年の国勢調査によると、本地域の総人口は146,452人で、20年前の昭和55年と比較すると24.4%増となっています。

しかしながら、ここ4年間の人口動態を見てみると、合計では若干の人口増加を保っているものの、社会動態については転出が転入を上回っており、また、さらに今後、少子化が進行していくと人口の大幅な減少につながる事が懸念されることから、人口の定着化を図るためのまちづくりを推進していくことが重要な課題であるといえます。

【人口の推移】



(資料:国勢調査)

【人口動態】

(単位:人)

	増加人口			減少人口			社会動態	自然動態	増減数
	転入	出生	計	転出	死亡	計			
平成12年	6,247	1,342	7,589	6,406	1,037	7,443	△ 159	305	146
平成13年	6,609	1,371	7,980	6,823	1,000	7,823	△ 214	371	157
平成14年	6,094	1,318	7,412	6,468	1,039	7,507	△ 374	279	△ 95
平成15年	6,164	1,309	7,473	6,421	1,127	7,548	△ 257	182	△ 75

(資料:常住人口調査)

2) 年齢別人口

平成12年における本地域の年少人口(0~14歳)は、22,949人で、過去20年間で23.85%の減少となっており、少子化の進行がみられます。

一方、人口の増加に伴い、生産年齢人口(15~64歳)も増加しており、平成12年では102,450

人と、昭和55年と比較して30.09%の増加となっていますが、全体人口に対する割合は減少傾向にあります。

また、老年人口（65歳以上）の割合は、14.4%となっていますが、全国や県と比較するとその割合は低いものの、過去20年間で139.35%増と急激な増加をみせています。

これらのことから、本地域においても少子高齢化が進行しているため、少子化対策と持続的な雇用対策により、生産年齢人口を維持していくことが、地域活力の向上を図る上で重要であると考えられます。

【年齢3区分別人口の推移】

(単位：人、%)

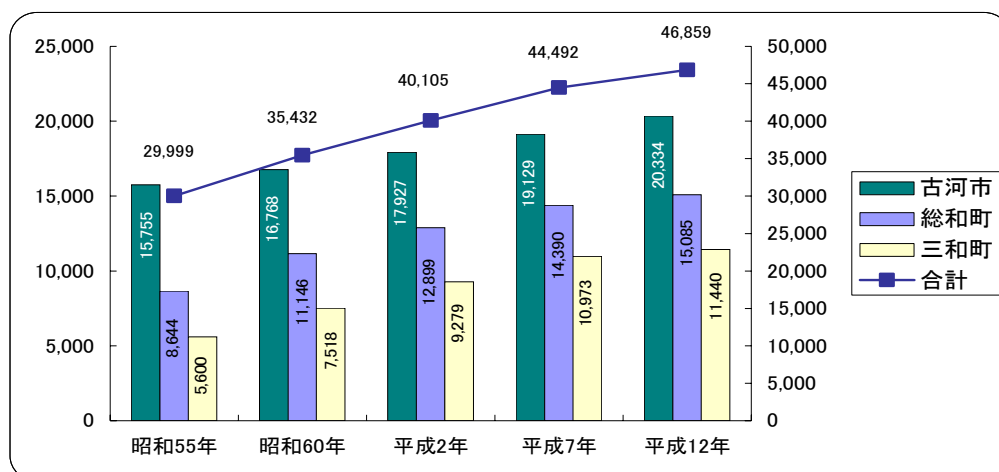
		昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	増減率 (S55~H12)
古河市	0～14歳	13,467	12,243	10,440	9,490	8,694	△35.44
	15～64歳	38,804	40,036	41,325	41,369	40,026	3.15
	65歳以上	4,382	5,262	6,465	8,182	10,007	128.37
総和町	0～14歳	9,868	10,415	9,403	8,432	7,551	△23.48
	15～64歳	24,138	27,869	31,778	33,866	34,590	43.30
	65歳以上	2,325	2,908	3,663	4,760	5,865	152.26
三和町	0～14歳	6,803	8,603	8,672	8,163	6,704	△1.46
	15～64歳	15,810	19,913	24,104	27,414	27,834	76.05
	65歳以上	2,088	2,582	3,388	4,276	5,179	148.04
合計	0～14歳	30,138	31,261	28,515	26,085	22,949	△23.85
	15～64歳	78,752	87,818	97,207	102,649	102,450	30.09
	65歳以上	8,795	10,752	13,516	17,218	21,051	139.35
構成比	0～14歳	25.6	24.1	20.5	17.9	15.7	△9.9
	15～64歳	66.9	67.6	69.8	70.3	70.0	3.0
	65歳以上	7.5	8.3	9.7	11.8	14.4	6.9

(資料：国勢調査)

3) 世帯数の推移

平成12年における本地域の世帯数は、46,859世帯となっており、過去20年間で56.20%の増加となっています。1世帯当たりの人員は、昭和55年が3.92人であったのに比べ、平成12年は3.13人に減少し、核家族化が進んでいます。

【世帯数の推移】



(資料：国勢調査)

【1世帯当たりの世帯人員の推移】

(単位：人、%)

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	増減率 (S55~H12)
古河市	3.54	3.40	3.22	3.06	2.88	△18.64
総和町	4.00	3.63	3.41	3.21	3.11	△22.25
三和町	4.40	4.14	3.90	3.62	3.45	△21.59
合計	3.92	3.66	3.47	3.28	3.13	△20.34

(資料：国勢調査)

第5節 産業構造

1) 就業人口

平成12年における本地域の就業者数は、75,562人で、そのうち第3次産業が39,460人と最も多く、サービス業を中心に増加してきており、平成12年には就業人口の半数以上を占めています。つづいて第2次産業の31,260人で、その8割近くが製造業従事者です。

第1次産業従事者は4,170人と少なく、年々減少傾向にあり、優良農地の保全を促進していくためには、農業従事者の確保・育成が必要となっています。

【産業別就業人口(平成12年)】

(単位：人、%)

	就業者 人口	第1次産業		第2次産業		第3次産業		失業者 人口
		人口	割合	人口	割合	人口	割合	
古河市	29,007	413	1.42	10,351	35.68	18,193	62.72	1,630
総和町	25,835	2,003	7.75	11,552	44.71	11,872	45.95	992
三和町	20,720	1,754	8.47	9,357	45.16	9,395	45.34	1,043
合計	75,562	4,170	5.52	31,260	41.37	39,460	52.22	3,665

(資料：国勢調査)

【業種別就業者数の推移(3市町計)】

(単位：人)

		昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	
就業者数		56,847	63,330	71,040	75,980	75,562	
産業分類別 就業者数	第1次産業	農業	8,637	7,149	5,743	4,777	4,157
		林業	3	41	10	4	10
		水産業	13	7	4	3	3
		計	8,653	7,197	5,757	4,784	4,170
	第2次産業	鉱業	12	16	5	6	13
		建設業	4,692	5,210	6,613	7,498	7,095
		製造業	19,291	22,741	25,649	25,548	24,152
		計	23,995	27,967	32,267	33,052	31,260
	第3次産業	卸売小売飲食業	10,679	11,929	13,422	15,049	15,534
		金融保険不動産業	1,434	1,601	2,048	2,211	1,948
		運輸、通信業	3,301	3,732	4,439	5,264	5,604
		電気ガス水道業	243	278	273	301	288
		サービス業	6,467	8,349	10,418	12,657	13,694
		公務	2,051	2,205	2,339	2,511	2,392
		計	24,175	28,094	32,939	37,993	39,460
	分類不能	24	72	77	151	672	

(資料：国勢調査)

2) 農 業

本地域の農業は、総和町、三和町を中心に展開され、主に米・野菜・花きなどが生産されています。古河市の割合が低いことから、3市町合計の農家率、農家人口率が県と比較して大幅に低くなっているものの、1農家当たりの経営面積は、県のそれと比べると大きくなっており、比較的大規模の農家が多いといえます。農家人口率は、ここ10年間で4.3ポイント減少しており、農業従事者の高齢化や後継者不足も予想されることから、経営の近代化や労働環境の改善を図り、生産性の高い魅力ある農業を確立していくことが課題といえます。

【農家の状況（平成12年）】

（単位：戸、人、a）

	粗生産額 (百万円)	農家数			農家率	農家人口	農家人口 率	経営面積	
		自給的 農家	販売農家	合計				面積	1農家 当たり
古河市	670	102	276	378	1.9	1,752	3.0	27,951	73.9
総和町	6,870	218	1,331	1,549	10.3	7,742	16.1	183,184	118.3
三和町	6,770	245	1,321	1,566	13.7	7,984	20.1	198,819	127.0
合計	14,310	565	2,928	3,493	7.4	17,478	12.1	409,954	117.4
県合計	414,670	24,781	103,239	128,020	13.0	588,056	19.7	13,639,432	106.5

（資料：生産農業所得統計、農林業センサス）

【農家人口の推移】

（単位：人、%）

	農家人口			農家人口率		
	平成2年	平成7年	平成12年	平成2年	平成7年	平成12年
古河市	2,303	2,023	1,752	4.0	3.4	3.0
総和町	10,191	8,910	7,742	22.7	18.9	16.1
三和町	10,321	9,004	7,984	28.5	22.6	20.1
合計	22,815	19,937	17,478	16.4	13.7	12.1

（資料：農林業センサス）

3) 商 業

本地域の商業の状況を見てみると、商店数は減少しているものの、1店舗当たりの売場面積は拡大してきています。これは、近年のモータリゼーションの進展とともに、本地域を縦・横断する国道4号や十間道路、国道125号等の沿線を中心に大型小売店舗など多くの路面店舗が出店される一方で、既存商店が減少してきていることが要因として挙げられます。また、年間商品販売額が減少し、中心市街地には空き店舗がみられることから、消費者ニーズに的確に対応した魅力ある経営と商店街の形成が求められています。

【商店数、従業者数、年間商品販売額及び売場面積の推移】

（単位：店、人、千万円、㎡）

	商店数		従業員数		年間商品販売額		売場面積			
							総面積		1店舗当たり	
	平成11年	平成14年	平成11年	平成14年	平成11年	平成14年	平成11年	平成14年	平成11年	平成14年
古河市	1,026	954	6,126	5,857	14,149	11,217	107,580	107,038	104.9	112.2
総和町	515	481	4,069	3,737	11,487	10,108	59,203	67,904	115.0	141.2
三和町	379	354	2,416	2,285	5,856	5,259	28,686	32,058	75.7	90.6
合計	1,920	1,789	12,611	11,879	31,493	26,584	195,469	207,000	101.8	115.7

（資料：商業統計調査）

4) 工業

工業については、総和町において昭和30年代後半から工業団地の造成が進められ、大規模工場を中心に製造業が急増し、平成14年には県内で、従業者数3番目、製造品出荷額7番目の工業都市となっています。しかしながら、ここ10年間は3市町とも事業所数、従業者数、製造品出荷額が減少しています。

また、住宅と工場が混在している地域があるなど、工業専用地域や工業地域への集積と環境負荷を考慮した取組が課題となっています。

【製造業事業所数、従業者数及び製造品出荷額等】

(単位：箇所、人、百万円)

	事業所数		従業者数		1事業所当たりの従業員数		製造品出荷額等	
	平成4年	平成14年	平成4年	平成14年	平成4年	平成14年	平成4年	平成14年
古河市	183	95	3,648	2,384	19.9	25.1	66,305	37,848
総和町	223	183	14,826	12,570	66.5	68.7	400,014	362,429
三和町	234	185	3,960	3,313	16.9	17.9	62,943	54,743
合計	640	463	22,434	18,267	35.1	39.5	529,262	455,020

(資料：工業統計調査)

第3章 関連計画の概要

第1節 茨城県長期総合計画

茨城県長期総合計画は、2020年頃の県土と県民の暮らしの将来像を明らかにし、そのグランドデザインを踏まえた基本計画として、平成13年度から平成17年度の施策展開の方向性を示したものです。

「愛されるいばらきの創造－新しいゆたかさ かがやく未来－」を基本理念とし、はつらつとした長寿社会の実現や夢のある子育て環境づくり、市民主役の地域づくりや競争力ある産業振興など、12の「愛されるいばらきづくりプロジェクト」を掲げて、個性と魅力あるまちづくりを総合的に推進しています。

また、県長期総合計画では、県内各地域の課題や特性、2020年頃のそれぞれの地域のグランドデザインを示した地域計画として、個性豊かな地域づくりを推進するための施策展開を掲げています。このなかで、本地域は、良好な住宅地を計画的に整備するとともに、商業・業務機能を導入し、さいたま新都心と連携し、東京都市圏の一翼を担う新都市の形成を図ることとしています。

【茨城県長期総合計画の概要】

基本理念	愛されるいばらきの創造－新しいゆたかさ かがやく未来－
いばらきづくり－5つの創造	○安心の創造 ○環境の創造 ○人と文化の創造 ○産業の創造 ○交流の創造
愛されるいばらきづくりプロジェクト	○はつらつ長寿社会 プロジェクト ○子育て夢社会 プロジェクト ○男と女パートナーシップ プロジェクト ○「誰もが主役」の地域づくり プロジェクト ○地球と共生・循環型社会 プロジェクト ○「霞ヶ浦」水と緑のステージ プロジェクト ○個性と魅力のまちづくり プロジェクト ○安全・安心な社会と暮らし プロジェクト ○21世紀に輝く人づくり プロジェクト ○競争力ある産業づくり プロジェクト ○広がる交流・連携 プロジェクト ○豊かな情報交流空間 プロジェクト
5つの基本施策	○誰もが健やかに暮らせるやすらぎに満ちた社会づくり ○ゆたかさを実感できる安全快適な生活環境づくり ○個性と創造性に富むところ豊かな人づくり ○新しい魅力と活力あふれる産業社会づくり ○いばらきの発展と交流を支える基盤づくり
県西地域の基本方向	○豊かな自然環境と調和した魅力ある都市圏の形成 ○地域の特性を生かした競争力のある多様な農業の育成と魅力ある産業の集積 ○快適で安心して暮らせる良好な地域環境づくり ○自然、歴史、文化に親しみ、ふるさとを実感できる魅力ある地域づくりの推進

第2節 茨城西南地方広域市町村圏計画

茨城西南地方広域市町村圏計画は、圏域市町村が連携して個性的で魅力ある地域づくりを進めるために、茨城県西南地方の3市7町1村によって構成される茨城西南地方広域市町村圏事務組合において、平成13年度から平成22年度までを計画期間として策定されたものです。

圏域の将来像を「みどりと交流のネットワークが生きがいと利便性を高める、雄大な田園文化都市圏の形成－Green&Communication Network Area－」と設定し、暮らし、産業、文化面にわたる圏民生活の構造変化に対応した、都市機能と田園的な環境に優れ、個性豊かな定住圏の確立を目指しています。

本地域は、「古河地区」ブロックと圏内で位置づけられ、工業の高度化と農業の振興を推進するとともに、古河・総和新都心とその周辺開発など、商業・業務機能をはじめとする都市的な機能の集積による首都圏の一翼を構成しつつ、圏域の中核機能及び交流拠点としての役割を担うことを目指しています。

【茨城西南地方広域市町村圏計画の概要】

将来像	みどりと交流のネットワークが生きがいと利便性を高める、 雄大な田園文化都市圏の形成 －Green & Communication Network Area－	
施策の大綱	1.都市機能の整備と緑豊かな土地空間の活用をめざして	○土地利用の基本構成の確立 ○交通・通信ネットワークによる圏域の都市機能の向上 ○水資源の確保 ○供給処理施設の整備 ○緑と都市景観の整備・演出
	2.快適空間とゆとりある地域社会をめざして	○快適でくらしよい生活環境づくり ○安全な圏域づくり
	3.健康と福祉に優れた地域社会をめざして	○健康を誇りとする生活圏域づくり ○心のゆとりを生む福祉環境づくり
	4.創造性を育み、生きがいと社会参加を実現する圏域をめざして	○未来を担う人づくり ○生きがいづくり ○地方文化の創造 ○健康づくり ○ふれあいと出会いの演出
	5.緑の生産空間と創造的産業の融合する活力ある圏域をめざして	○環境と融合した地域産業づくり ○新たな産業拠点・産業分野の開拓 ○構造変化に対応した就労・消費の環境づくり
	6.効率的な運営システムを導入した圏域をめざして	○広域行政の近代化 ○健全な行財政運営
「古河地区」が担う機能	商業・業務機能をはじめとする都市的な中核機能と、特色ある農業・工業を振興し、首都圏の一翼を構成しつつ、圏域の中核機能及び交流拠点としての役割を担う。（中核的機能を有するゾーン）	

第3節 3市町の総合計画

古河市の総合計画は平成8年度を初年度とした10年間の計画で、「風格と活力のある循環型都市」を将来像として、古河藩の城下町としての「歴史と伝統」、雄大な「渡良瀬の自然」といった特性を活かし、自立性のあるまちづくりを推進しています。

総和町と三和町の総合計画はともに平成13年度を初年度とした10年間の計画です。総和町においては、将来像を「私たちが創る 一人ひとりが輝くまちー未来にきらめく快適環境都市 総和の実現を目指してー」と設定し、市民が主体となったまちづくりによる暮らしやすい魅力ある都市空間や快適環境の実現を目指し、三和町においては、将来像を「豊かさと優しさのある住みよい町・三和ー21世紀にふくらむ人々の愛・自然愛・郷土愛ー」とし、町土の発展と快適環境の創造、安心して暮らせる和やかな地域社会の創出を目指しています。

3市町ともに少子高齢化社会への対応と自然環境との共生、快適で便利な生活環境の整備、地域特性を活かした産業の振興を図るとともに、市民参画によるまちづくりを推進しています。

【3市町総合計画の概要】

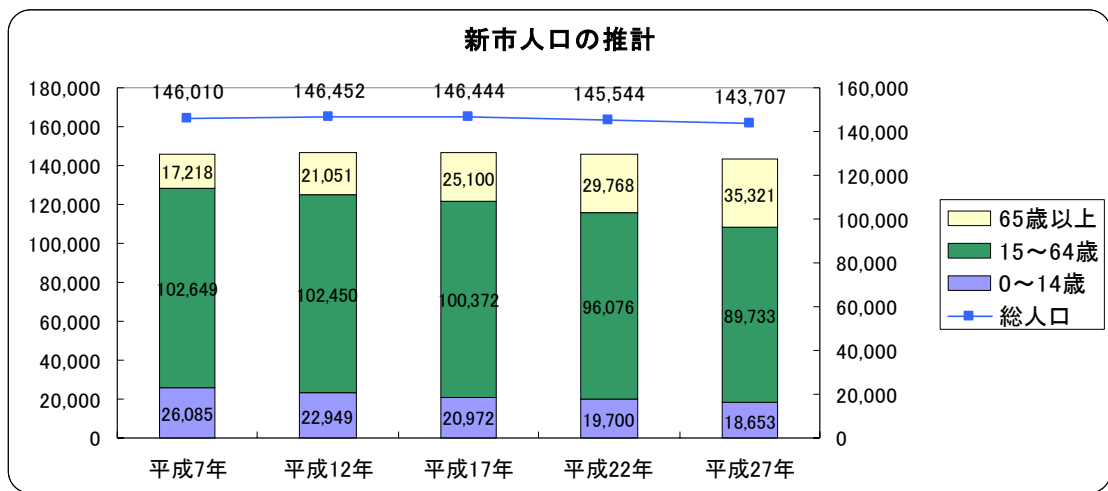
市町名	古河市	総和町	三和町
計画期間	平成8年度～平成17年度	平成13年度～平成22年度	平成13年度～平成22年度
将来像 (基本理念)	風格と活力のある循環型都市	私たちが創る 一人ひとりが輝くまち ー未来にきらめく快適環境都市 総和の実現をめざしてー	豊かさと優しさのある住みよい町・三和 ー21世紀にふくらむ人々の愛・自然愛・郷土愛ー
基本目標	1. ふれあいのまち 2. 心ゆたかなまち 3. 安心して住めるまち 4. うるおいのあるまち 5. わくわくするまち	1. すこやかで心と心がふれあう 2. うるおいとやすらぎを育む 3. 個性と創造力を育む 4. まちの活力をつくる 5. 活躍の舞台をつくる 6. 計画の推進と実現に向けて	1. 互いに支え合う福祉のまちづくり 2. 快適・安全・平和なまちづくり 3. 夢と希望が持てるまちづくり 4. 魅力と活力あふれる地域産業づくり 5. こころ豊かな人づくり 6. 住民との協働による健全なまちづくり
推進プロジェクト(プラン)	○自然・歴史資産を生かすまちづくりプロジェクト ○持続可能な循環型社会を目指すプロジェクト ○高齢社会への対応プロジェクト ○情報化社会への対応プロジェクト	○少子・超高齢化社会への対応 ○自然環境との共生 ○総和を担う人づくり ○産業の活性化 ○都市基盤の整備 ○住民参画の推進 ○広域的連携の推進	○安心と思いやりを満たすまちづくり ○快適なまちづくり ○便利なまちづくり ○希望を持ち安心して働けるまちづくり ○実り豊かなまちづくり ○まちの顔づくり ○自然を活かしたまちづくり ○和やかなまちづくり ○楽しさいっぱいのもちづくり ○共生のまちづくり

第4章 主要指標の見通し

第1節 人口

今後の新市の総人口を、国立社会保障・人口問題研究所が平成15年12月に発表した『日本の市区町村別将来推計人口』によれば、これまでの微増傾向から平成12年から平成17年頃をピークに減少に転じ、平成27年には平成12年と比較して約2,750人減の約143,700人と推計されます。

年齢3区分別に見てみると、年少人口（0～14歳）は平成12年に比べ約4,000人の減少となっていますが、減少幅は年々少なくなっています。平成7年頃まで大幅な増加傾向にあった生産年齢人口（15～64歳）は、平成27年には、平成12年と比べ約13,000人（構成比8ポイントの減）減少して約89,700人となり、逆にこれまで急激な増加をみせていた老年人口（65歳以上）が引き続き約14,000人（構成比10ポイントの増）増加し、約35,000人を超えるものと予想されます。



※平成17年以降は推計値

【新市人口の推計】

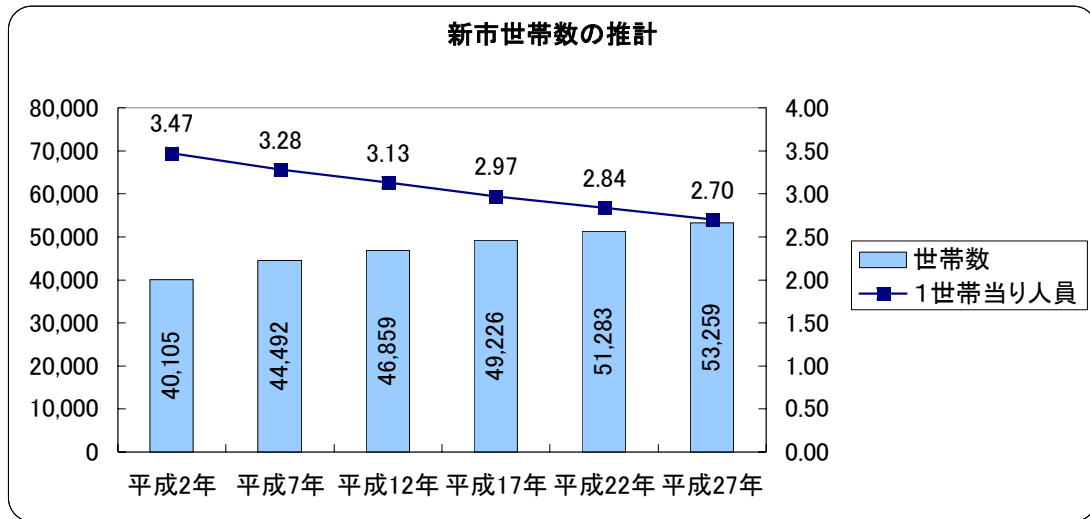
(単位: 人、%)

	国勢調査 (実績)		将来推計		
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	146,010	146,452	146,444	145,544	143,707
0-14歳 (構成比)	26,085 (17.9)	22,949 (15.7)	20,972 (14.3)	19,700 (13.5)	18,653 (13.0)
15-64歳 (構成比)	102,649 (70.3)	102,450 (70.0)	100,372 (68.5)	96,076 (66.0)	89,733 (62.4)
65歳以上 (構成比)	17,218 (11.8)	21,051 (14.4)	25,100 (17.1)	29,768 (20.5)	35,321 (24.6)

第2節 世帯

世帯数について、平成2年、7年、12年の国勢調査の世帯数を回帰分析（最小二乗法^(注)）によって推計すると、過去10年間の推移から世帯数は増加傾向にあり、平成27年には53,000世帯を超え、1世帯当たりの人員も2.70人と推計され、核家族化がさらに進行するものと予想されます。

(注) 3点以上の過去のデータを基に、近似的に適合する直線（傾向）を求め、その直線（傾向）から将来のある時点における値を推計する方法



※平成17年以降は推計値

【新市世帯数の推計】

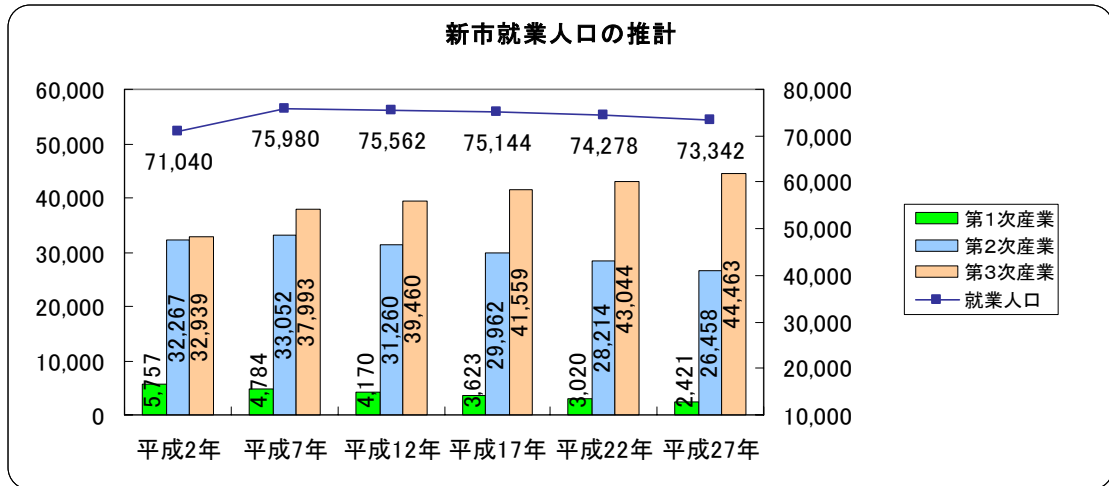
(単位：人、世帯)

	国勢調査（実績）			将来推計		
	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	139,239	146,010	146,452	146,444	145,544	143,707
世帯数	40,105	44,492	46,859	49,226	51,283	53,259
1世帯当たり人員	3.47	3.28	3.13	2.97	2.84	2.70

第3節 就業人口

就業率と産業別割合の変化を最小二乗法により回帰分析し、就業人口を推計すると、生産年齢人口が減少するものの、企業の定年年齢の引き上げや女性の就業の増加等、社会情勢や労働環境の変化から、平成27年には、平成12年から減少傾向の約73,300人と推計されます。

産業別に見てみると、第1次産業、第2次産業従事者の割合が減少し、第3次産業の割合が増加すると推測され、平成2年にはほぼ同数であった第2次産業と第3次産業の割合が、平成27年には、第3次産業が第2次産業の約1.7倍となり、全体の60.6%を占めると予想されます。



※平成17年以降は推計値

【新市就業人口の推計】

(単位：人、%)

	国勢調査（実績）			将来推計		
	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
就業人口	71,040	75,980	75,562	75,144	74,278	73,342
第1次産業 (構成比)	5,757 (8.1)	4,784 (6.3)	4,170 (5.5)	3,623 (4.8)	3,020 (4.1)	2,421 (3.3)
第2次産業 (構成比)	32,267 (45.4)	33,052 (43.5)	31,260 (41.4)	29,962 (39.9)	28,214 (38.0)	26,458 (36.1)
第3次産業 (構成比)	32,939 (46.4)	37,993 (50.0)	39,460 (52.2)	41,559 (55.3)	43,044 (58.0)	44,463 (60.6)

第5章 新市建設の基本方針

第1節 将来像

1. 新市づくりの基本姿勢

私たちの新市は、将来に向けて、魅力ある県西地域の形成を先導する中心都市としての役割が期待されます。少子高齢化や国際化、情報化などの急速な社会情勢の変化に適切に対応しながら、地方分権社会をリードする自主的・自立的な都市として発展していくことが広域的にも重要な課題です。

そのため、長い歴史と文化を共有し、豊かな自然や田園に囲まれて、ともに発展してきた古河市と総和町、三和町が合併して誕生する新市は、こうした風土を礎としながら、中心都市にふさわしい文化、教育、医療、環境などの高次都市機能や多様な産業の集積を高め、ゆとりある豊かな暮らしと市民文化の創造を目指します。そして、市民一人ひとりが互いに尊重し合いながら、住む人も訪れる人も、みんなが新市にかかわりを持つことに誇りと愛着を感じ、こうしたかかわりを発展的に進化させながら、より魅力あるまちづくりにつなげていくことを大切にしていきます。

県西地域の中心的都市としてふさわしい魅力あるまちづくり

先人の努力によって守り育まれてきた豊かな歴史・文化や自然・田園の恵みを活かし、**3**市町の特性を踏まえながら、広域的な中心性を維持・強化し、にぎわいや活気を育む拠点形成やそのネットワークを充実するなど、期待される都市機能の集積や多様な都市活動を促す都市の基本構造の形成を目指します。あわせて、各地域の「らしさ」づくりにつながる質の高い都市空間を創出しながら、県西地域の中心的都市にふさわしい「格」の創造を目指すなど、将来への発展的・創造的なまちづくりを基本姿勢とします。

ふれあいと共生を大切にするまちづくり

新市では、県西地域の中心的都市として、就業やレクリエーションなどの場として、市内外にわたる人々が様々な営みを送っているとともに、教育・文化・スポーツ・福祉、その他様々な分野で、市民や団体などの活動も活発です。今後さらに、さいたま新都心などの主要な都市との連携をはじめとして市内外にわたる様々な交流を育み、地域の活力や魅力を高めていくことが大切です。

また、豊かな歴史・文化や自然・田園は私たちの誇りであり、かけがいのない地域資産です。こうした環境を大切にしながら、様々な交流を適切に受け止め、育んでいく必要があります。人と人、人と環境・地域など、様々なふれあい、かかわりを共生という視点から高めながら、安らぎや豊かな暮らし、そして新たな活力や文化を育む、持続的で創造的な地域社会の実現を目指すことを基本姿勢とします。

一人ひとりが主役のまちづくり

一人ひとりを尊重し、誰もがいきいきと生涯を送ることができるまちづくり、これは新市づくりの基本であると考えます。市民をはじめ、新市にかかわりを持つ人々、みんなが互いに尊重し合い、支え合いながら、市民と行政の協働を基本として、さらにそのまちづくりの和を広げながら、一人ひとりの立場を尊重した、みんなが主役のまちづくりを基本姿勢とします。

2. 新市の将来像

新市の将来像は、新市づくりの基本姿勢を踏まえ、定めます。

風格と希望に満ちた “いきいき古河”

豊かな自然や田園の恵みと、
脈々と築きあげてきた地域の歴史や文化を
まちの風格、そして市民の誇りとして高めながら、
一人ひとりが尊重され、
希望をもっていきいきと生涯を楽しむことができる
まちづくりを目指します。

3. 新市において強化すべき機能

新しい時代を拓く新市建設に向けて、将来像は多くの期待と内容を含んでいますが、その中でも特に整備・強化すべき都市としての機能を次のとおり考えます。人と人、人と環境・地域など、新市内外にわたる様々なふれあいや交流を通じて、こうした各機能を確実に育んでいきます。

(1) いきいきとした活力創造の都市

県西地域の中心的都市機能を担う都市の実現を目指し、首都圏中央連絡自動車道や筑西幹線道路などの広域的な交通網の整備を踏まえながら、古河駅を中心とする都市拠点や新駅設置にあわせた新都市拠点の形成をはじめ、産業や水、緑を生かした交流などを育む拠点の形成を図るとともに、各拠点間を連絡し都市機能の拡大を促す魅力ある都市軸の形成を進めます。こうした取り組みを軸としながら、さらに歴史・文化や自然・田園などの地域資産を活かし、地域に磨きをかけながら、住む人や訪れる人などの様々なふれあいと活力を育み、豊かな市民文化を創造・発信し続けるまちづくりを進めます。

(2) ゆとりと安らぎの快適環境の都市

誰もが住み慣れた地域で生涯を通じて安心して健やかに暮らすことができるよう、身近な道路や公園、下水道などの生活基盤施設を整備・充実するとともに、健康・福祉・教育・文化などの多面的な活動と支援策を有したふれあいのネットワークやその推進体制の整備を進めます。

特に、子どもやお年寄り、障害を持つ人たちも安全で、安心して暮らせるよう、地域における支え合いや助け合いの心とネットワークを育みながら、ユニバーサルデザインに配慮した快適環境のまちづくりを進めます。

(3) 自然豊かな美しい環境共生の都市

豊かな自然や田園、そしてそこに生息する動植物など、こうした環境を守り育み、「共生」という視点から私たちの暮らしとのかかわりを高めながら、地球環境問題にも十分配慮し、省エネルギーや循環型、低環境負荷型の環境共生のまちづくりを進めます。

(4) みんなで考え、創る自主自立の都市

一人ひとりが主役のまちづくりを基本姿勢として、3市町の持っている良さと、一体になることによる可能性を最大限に引き出しながら、市民と行政、さらに団体、企業や地域にかかわりを持つ人々など、すべての人々が参加・協力し、みんなで考え、創造する自主自立のまちづくりを進めます。

第2節 基本方針

将来像を踏まえ、新市のまちづくりの基本方針を以下のとおりとします。

1. 水と緑と共生した快適なまちづくり（都市基盤・生活環境）

豊かな水と緑を守り、誰もが安全で快適に暮らし続けることができるまちづくりを進めます。

2. ともに学び豊かな心を育む人づくり（教育・文化）

生涯にわたる様々な学習活動を通して、明日を拓く創造力に満ちた豊かな人づくりと、歴史や自然環境など地域に根付いたいきいきとした市民文化を創造するまちづくりを進めます。

3. 健やかに安心して暮らせるまちづくり（健康・福祉）

地域の助け合い、支え合いなどを基本として、誰もが健康で安心して暮らしていくことのできる、あたたかな福祉のまちづくりを進めます。

4. 活力に満ちた豊かな産業づくり（産業振興）

豊かな自然や地域の歴史・文化と産業の関わりを大切にしながら、暮らしを支え魅力や誇りにつながる活力ある産業基盤を整えます。

5. みんなで進める協働のまちづくり（自治・コミュニティ）

一人ひとりの尊重を基本とした様々な交流を通し、住民と行政が協働で担い合う、自立性の高いまちづくりを進めます。

第3節 土地利用構想

1. 基本的な考え方

新市においては、県西地域の中心都市としての機能を担う快適で多機能な都市環境の形成を図るとともに、これまでの3市町の歴史や育んできた地域固有の環境を継承し、美しい河川や田園、山林の緑などの豊かな自然と共生する環境を地域の魅力・活力づくりにつなげていく土地利用の実現をめざします。

(1) 県西地域の中心都市としてふさわしい発展を促す土地利用の推進

県西地域の中心都市としてふさわしい多機能で快適な都市づくりに向けて、古河駅を中心とする都市拠点や新駅設置にあわせた新都市拠点、産業や水、緑を生かした交流などを育む拠点の形成を図ります。合わせて、広域的な交通網との連携に配慮しながら、各拠点間を連絡しそれぞれの機能や魅力を高めていく都市軸の形成を図り、秩序ある発展を促す土地利用を推進します。

また、こうした拠点や軸を中心に、歴史・文化や自然・田園などの地域資産を保全・継承する取り組みを通じて、新たな交流の創造につなげていきます。

(2) 中心市街地と郊外型市街地、自然豊かな田園地域に調和した土地利用の推進

中心市街地-郊外型市街地-田園地域と広がる新市の基本的な都市空間構造を踏まえ、様々な住み方・働き方・暮らしの楽しみ方など、多様な市民の生活ニーズに対応した多様な土地利用を創造していきます。

また、それぞれの地域の歴史や文化、自然に調和した環境を地域の魅力・活力につなげていくため、地域の特性に応じた拠点づくりや、交流・ふれあいを通じて自然や田園の維持・再生に努めていきます。

(3) 新市の魅力を高める質の高い都市環境・景観の創出

歴史的資源の保全・活用やまちなみの保全、お祭りや伝統芸能などを継承していく場づくりなどを通して、周辺都市をリードする都市としてふさわしい「格」の創造につなげ、質の高い都市空間・田園空間づくりを推進し、新市の歴史や産業・文化を大切に、新たな市民文化に発展させていきます。

また、利根川・渡良瀬川をはじめとする河川や広大な田園地域を背景に、風土に息づく美しい都市環境・景観の創造に努めます。

2. 土地利用区分

新市の土地利用は、中心市街地- 郊外型市街地- 田園地域と広がる新市の基本的な都市空間構造を大切に、それぞれの地域の特長・個性が活かされた都市的土地利用・自然的土地利用の形成を図ります。

(都市的土地利用)

○中心市街地

J R 古河駅周辺の既成市街地については、商業・サービス機能の集積・拡充を図るとともに、魅力ある都市空間・景観形成を進めます。

○住居系市街地

中心市街地に近接する地域においては、若い世代から高齢者まで多様な居住形態に対応した都市型の住宅地の形成を図ります。また、その周辺地域においては、都市的利便性と自然環境の調和が図られたゆとりある郊外型の住宅地を形成します。

○産業系市街地

周辺の自然環境との調和を図るとともに、産業構造の変化に柔軟に対応しつつ優良企業の集積を促進していきます。

(自然的土地利用)

○田園地域

市街地をとりまく田園地域においては、農地の保全や道路等の生産基盤の充実、集落地の生活環境整備を推進するとともに、ゆとりある田園環境と美しい景観の形成を進めます。

○緑の保全・活用区域

利根川をはじめとする河川の水辺やまとまりのある平地林などについては、積極的に保全・整備を図り、身近に自然とふれあえる環境づくりや自然学習の場、市民のだれもが緑のなかで健康的に活動できるレクリエーションの場として活用していきます。

3. 拠点とネットワークの形成

県西地域の中心的都市としてふさわしい魅力と活力ある快適な中心市街地や、自然環境と調和したゆとりある郊外型の市街地、自然豊かな美しい田園地域を形成していくため、産業・文化などの都市の活力づくりを先導する拠点や水・緑とのふれあいを大切にした環境づくりを先導する各種拠点の形成を図ります。また、拠点間を結ぶ交通軸や様々な交流を育む軸の形成により相互のネットワークの強化を図ります。

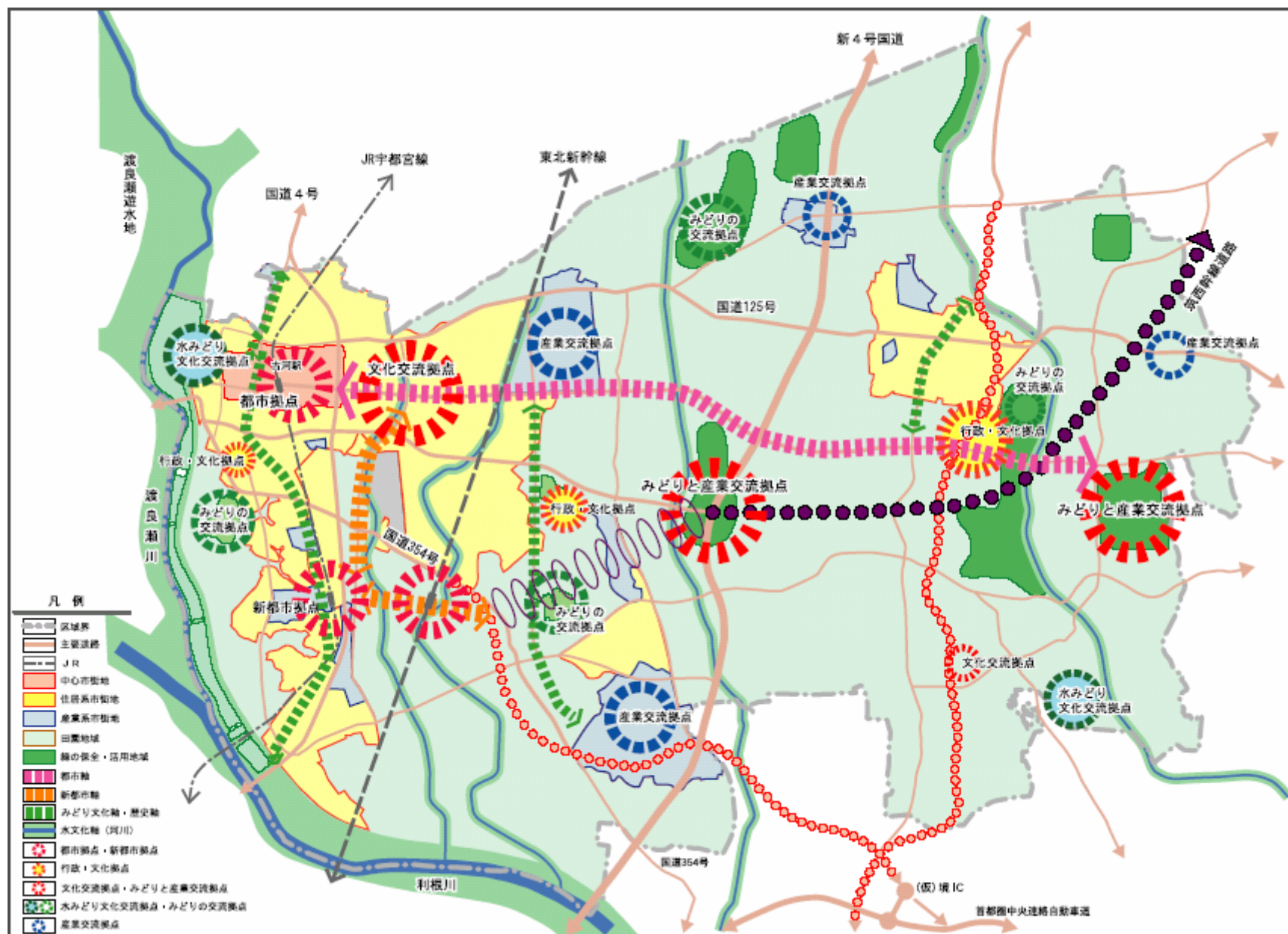
(拠点)

拠点名	拠点位置
都市拠点	J R 宇都宮線古河駅周辺
新都市拠点	J R 宇都宮線新駅予定地周辺、新幹線新駅予定地周辺
行政・文化拠点	古河市役所周辺、総和町役場周辺、三和町役場周辺
水みどり文化交流拠点	雀神社周辺、清水丘親水公園周辺
みどりの交流拠点	古河総合公園周辺、ネーブルパーク周辺、上大野グラウンド周辺、三和ふるさとの森周辺
文化交流拠点	古河・総和接点地区周辺、三和町農業農村改善センター周辺
みどりと産業交流拠点	新4号国道と筑西幹線道路結節点周辺、名崎送信所跡地周辺
産業交流拠点	丘里工業団地周辺、北利根工業団地周辺、片田地区周辺、尾崎東部地区周辺

(軸)

軸名	軸位置
都市軸	J R 宇都宮線古河駅から三和町名崎送信所跡地周辺へ抜ける東西軸
新都市軸	古河・総和接点地区から J R 宇都宮線新駅周辺へ抜ける南北軸、J R 宇都宮線新駅周辺から筑西幹線道路と国道 354 号の結節点へ抜ける東西軸
みどり文化軸・歴史軸	旧日光街道南北軸、総和町丘里工業団地周辺から総和町北利根工業団地周辺へ抜ける南北軸、諸川地区の結城・野田線の南北軸

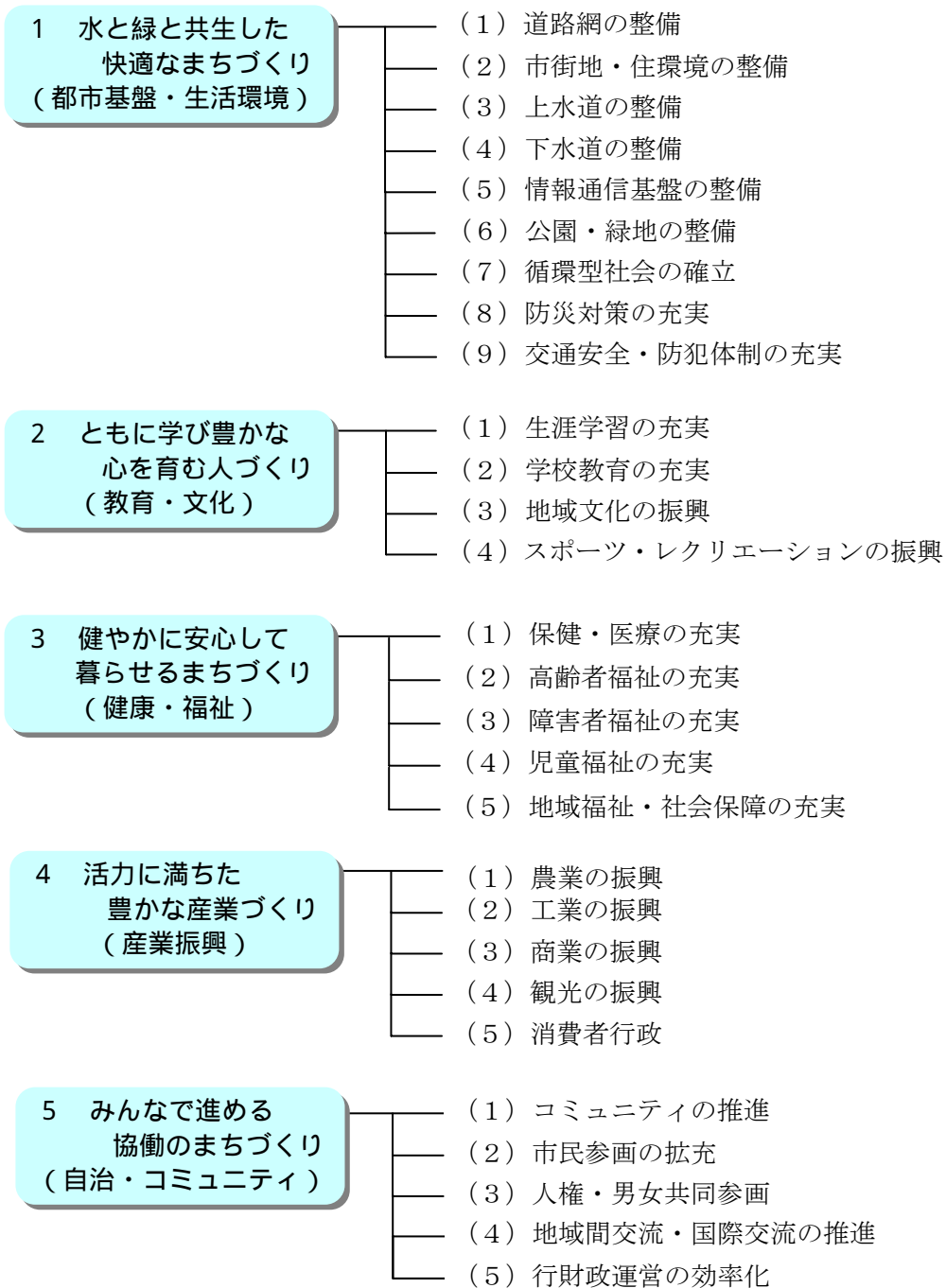
4. 土地利用構想図



第6章 分野別推進計画

第1節 施策体系

3市町の迅速な一体化を推進し、地域の発展と住民福祉の向上を図るため、「新市建設の基本方針」に基づき、新市の総合的かつ計画的な整備を推進します。



第2節 分野別主要事業

1 水と緑と共生した快適なまちづくり（都市基盤・生活環境）

【基本方向】

地域の発展や市民生活の向上の基礎となる都市基盤の整備については、産業、経済、文化などあらゆる分野に影響を及ぼすため、適正かつ合理的な土地利用を推進するとともに、機能的で秩序ある整備に努め、都市機能の充実した一体的な市街地の形成を図ります。

また、都市化の進展や都市機能の整備・充実により、地域をとりまく環境が大きく変化しつつあるなか、豊かで美しい自然景観等との調和のとれたまちづくりを進め、やすらぎとうるおいのある住みよい生活環境づくりを市民とともに推進します。

【施策の方針】

（1）道路網の整備

広域的な地域連携の推進のため、新4号国道をはじめ、首都圏中央連絡自動車道及びその接続道路としての国道354号バイパス、主要地方道結城野田線バイパスや県央地域と連絡する筑西幹線道路などの広域幹線道路の整備促進を図ります。

新市の幹線道路については、市民の利便性の向上や交流人口の拡大を図るため、生活道路の一体的整備など生活者の視点に立った整備を計画的に推進します。

日常生活に密着した生活道路については、利便性、安全性の向上を図るため、市内の地域間を結ぶ道路網の整備を地域の実情を踏まえて推進します。

（2）市街地・住環境の整備

豊かな自然環境と都市的魅力を共有し、快適な生活環境や魅力ある景観の創出をするため、古河・総和接点地区など市民ニーズに即した良好な宅地の造成を図り、新たな住宅地の形成に努めます。

また、JR宇都宮線や東北新幹線の新駅予定地周辺において、茨城県の西の玄関口にふさわしい市街地の整備に努め、新駅の設置を促進します。

土地活用については、土地活用の円滑な基盤づくりに向けて、市民や事業者が土地情報を容易に分かりやすく把握できるよう情報の共有化を推進します。

（3）上水道の整備

水道施設の効率的な運用、経営の合理化に努めるとともに、上水道加入を促進し、水道事業の経営安定を図ります。

また、水源の確保と施設の整備更新に努め、安全で衛生的な上水道の安定供給を図ります。

（4）下水道の整備

健康で快適な生活環境の創出と公共用水域の水質保全を図るため、県の生活排水ベストプランに基づく整備手法（公共下水道事業、合併処理浄化槽、農業集落排水事業等）を取り入れ、新市全体の均衡のとれた生活環境づくりに向けて、各種事業を推進します。

(5) 情報通信基盤の整備

IT化による生活様式の変化や、多様化する市民ニーズに対応するため、的確かつ即時的な情報を提供する行政情報システムの構築に努め、豊かさと活力のある市民生活に寄与する情報通信基盤の整備を推進します。

(6) 公園・緑地の整備

市民の憩いの場の創出や良好な都市環境の保全、災害時の避難場所の確保を図るため、公園施設の整備を推進するとともに、自然との共生に配慮しつつ、美しい景観を形成する緑地の整備を図り、緑豊かな質の高い都市空間の創造に努めます。

(7) 循環型社会の確立

快適な生活環境の確保と環境にやさしいまちづくりを推進するため、公害の未然防止に努めるとともに、循環型社会の形成に向け、環境施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる環境基本計画を策定します。

また、ごみの再資源化や減量化を推進するため、リサイクル活動などの省資源・省エネルギー活動に積極的に取り組みます。

(8) 防災対策の充実

災害に強いまちづくりを推進するため、新市の地域防災計画を策定し、地域が一体となった防災体制を構築するとともに、防災意識の高揚を図り、自主防災組織の育成に努めます。

また、防災行政無線、防火水槽、消防ポンプ自動車などの各種防災施設の計画的な整備・配置を行い、効果的な防災体制の構築を推進します。

さらに、集中豪雨時の水害対策のため、排水路等の整備を推進し、安全で快適な市民生活の確保を図ります。

(9) 交通安全・防犯体制の充実

市民を交通事故から守り、かつ、未然に防止するため、自動車の運転マナー向上のための広報啓発や、子どもや高齢者等を中心とした交通安全教育の推進、交通安全施設の整備充実により、交通安全対策の強化に努めます。

また、市民が安心して暮らせるよう、関係機関、ボランティア・コミュニティ団体等との連携を図り、地域ぐるみの防犯運動を推進するとともに、防犯意識の啓発、防犯設備の整備充実を努めます。

施策名	主要事業の概要
道路網の整備	都市計画道路の整備
	幹線市道の整備（新設・補修）
	生活市道の整備（新設・補修）

施策名	主要事業の概要
市街地・住環境の整備	土地区画整理事業の推進
	新駅関連開発の推進
上水道の整備	水道事業の統合
	給水区域の拡大（施設整備等）
下水道の整備	公共下水道事業
	合併処理浄化槽の普及促進
	農業集落排水事業
情報通信基盤の整備	情報提供システムの構築
	OAシステムの統一
公園・緑地の整備	都市公園の整備
	緑の基本計画の策定
循環型社会の確立	環境基本計画の策定
	ごみの減量化、リサイクル事業の推進
	ISO14001の推進
防災対策の充実	消防水利の整備・維持管理
	消防自動車等の整備・維持管理
	自主防災組織の育成
	排水整備の推進
交通安全・防犯体制の充実	交通安全施設の整備
	防犯灯の整備

県事業の概要

施策名	主要事業の概要
道路網の整備	主要地方道結城野田線バイパス整備事業
	国道125号整備事業
	都市計画道路三国橋大聖院線整備事業
下水道の整備	利根左岸さしま流域下水道事業
防災対策の充実	向堀川河川改修事業
	女沼川河川改修事業
交通安全・防犯体制の充実	国道125号線自歩道整備事業
	主要地方道下館三和線歩道整備事業
	県道新宿新田総和線自歩道整備事業
	主要地方道つくば古河線歩道整備事業

2 ともに学び豊かな心を育む人づくり（教育・文化）

【基本方向】

市民一人ひとりが生涯にわたって生きがいと創造性を育み、豊かな個性と能力を発揮できる環境づくりを推進するため、地域の歴史や風土を大切にしながら、伝統的な文化を継承し、併せて、生涯学習機会の提供や拠点施設の整備を図り、新たな地域文化を創造するまちづくりを推進します。

【施策の方針】

（1）生涯学習の充実

市民だれもが個性や能力を高める自発的な生涯学習活動ができるよう、ニーズにあった各種講座の開催、学習情報の提供、生涯学習ボランティアの育成、人材の育成・活用などにより、学習環境の充実に努めます。

また、生涯学習の拠点となる施設整備を図り、公民館や各小中学校などの既存の公共施設と相互に連携し、多くの市民が気軽に身近な場で生涯学習が行える環境を整備します。

（2）学校教育の充実

健全で心豊かな児童・生徒の育成を図るため、総合的な学習の時間の活用や少人数教育の推進などにより、個性を育み、ゆとりある教育の展開を図るとともに、学校・家庭・地域社会の連携強化を図り、社会環境の変化に対応できる柔軟な思考力と創造性を持った人材育成に努めます。

また、良好な教育環境を確保するため、情報化や国際化などの社会の進展に対応した学習環境を整備するとともに、健康や安全面に配慮した施設整備を計画的に推進します。

（3）地域文化の振興

文化の香り高いまちづくりを推進するため、市民や文化団体の自主的な文化活動を支援するとともに、創意あふれる人材の育成や地域文化の継承と新たな文化の創造を図ります。このため、市民の芸術文化活動の拠点となる総合的な文化施設の整備を図り、地域に根ざした文化の創造に努めます。

また、市民の共有財産である歴史ある文化財の保護活用を推進するとともに、古来より各地域に伝わる民俗芸能など、郷土色あふれる伝統文化の保全・活用を図ります。

（4）スポーツ・レクリエーションの振興

市民一人ひとりがスポーツを楽しみ、生涯にわたり明るく健康で豊かなスポーツライフの実現を図るため、的確な情報提供や啓発活動の推進、参加機会の拡充、指導者や団体の育成などの体制整備に努めます。

また、市民だれもがいつでも気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しめるよう、身近なところに地域の実情に即した施設の整備を推進するとともに、既存施設の改善を図り、施設のネットワーク化による効率的な活用を推進します。

施策名	主要事業の概要
生涯学習の充実	公民館活動の支援と施設の整備
	生涯学習の情報提供、指導者育成及びイベントの開催
学校教育の充実	豊かな心とたくましく生きる力を育てる教育活動の充実
	学校施設大規模改造・耐震補強の実施
	小・中学校施設の整備とコンピュータ教育の充実
地域文化の振興	歴史・文化の保全、活用
	芸術及び文化の振興
スポーツ・レクリエーションの振興	スポーツ・レクリエーション施設の整備と活用
	指導者の育成及び各種スポーツイベントの開催

3 健やかに安心して暮らせるまちづくり（健康・福祉）

【基本方向】

急速な高齢化や核家族化などの変化に伴う多様な市民ニーズに的確に対応し、高齢者、障害者、児童などだれもが生き生きと安心して生活できる社会をつくるため、保健・医療・福祉サービスを総合的に提供できる体制をつくり、思いやりの心に満ちたまちづくりを推進します。

【施策の方針】

（1）保健・医療の充実

市民だれもが生涯にわたり健康で生き生きとした生活を送ることができるよう、「自分の健康は自分でつくる」を基本に、個々に応じた健康の保持と増進に努めます。

健康づくりや各種保健サービスの向上を目指した地域の拠点となる施設の整備を図るとともに、福祉事業と有機的に連携した地域保健事業の充実を図ります。

また、安定した医療が地域の中で受けられるよう、医療機関との連携や市民への情報提供を強化し、地域医療体制の拡充に努めます。

（2）高齢者福祉の充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、在宅サービスや施設サービスの充実を図るとともに、生きがいをもって、自立して健康的に生活することができる高齢社会の実現のため、就労機会や交流の場の拡大などによって社会参加を促進し、高齢者の生きがいを持てる活動や自立を地域で支えあうまちづくりに努めます。

(3) 障害者福祉の充実

障害者が安心して地域の中で生活ができるよう、福祉施設や福祉サービスの充実を図るとともに、保健・医療との連携により、障害の早期発見・早期療育に努めます。

また、障害者の自立と豊かな生活の充実を支援するため、スポーツ活動や生涯学習活動への参加機会の拡充など自主的な社会参加を促進し、障害者が明るく暮らすことができる思いやりのあるまちづくりに努めます。

(4) 児童福祉の充実

地域の将来を担う子どもを安心して生み育てることができるよう、育児相談の体制整備、保育施設の充実、延長保育などの保育サービスの充実に努め、子育て家庭の支援を図るとともに、地域社会全体で支える子育て環境の整備を図り、子どもたちが心身ともに健やかに成長できるまちづくりに努めます。

(5) 地域福祉・社会保障の充実

市民だれもが健康で自立した生活を営むことができるよう、バリアフリー化とともに福祉関連事業所・施設や福祉活動拠点の整備を進め、保健・医療と連携して地域福祉体制の充実を図ります。さらに、健康で自立した市民生活の保障のため、国民年金、国民健康保険、介護保険などの社会保障制度の充実や適正な運用に努めます。

施策名	主要事業の概要
保健・医療の充実	健康づくり・疾病予防の推進
	地域医療体制の充実
高齢者福祉の充実	在宅介護支援の推進
	生きがいつくりの支援
障害者福祉の充実	障害者計画の策定
	障害者支援費制度の充実
児童福祉の充実	子育て支援の推進
	保育サービスの充実
	放課後児童対策の推進
地域福祉・社会保障の充実	地域福祉体制の充実
	保険事業の安定的運営

4 活力に満ちた豊かな産業づくり（産業振興）

【基本方向】

県西地域の発展をリードする中心的な都市の役割を認識しながら、工業生産機能の一層の充実と、新たな流通、情報の拠点形成や研究開発機関などを誘致し、地域産業の活性化を図るとともに、魅力ある商業や都市に融和した農業及び観光の振興を図り、活力に満ちた豊かなまちづくりを推進します。

【施策の方針】

（1）農業の振興

社会経済環境の変化や消費者ニーズに対応した効率的・安定的な農業経営を促進し、農業後継者の確保・育成に努めるとともに、特産品や農業生産物の高付加価値化などの推進により、特色ある農業生産物の産地化を目指し、魅力ある農業の振興に努めます。

また、農業振興地域における優良農地を保全するとともに、時代の変化に適応した基盤整備を推進し、農地の集約化を図り、生産性の高い農業基盤づくりに努めます。

（2）工業の振興

経済環境、産業構造の変化や環境意識の高まりなどに適切に対応するため、企業活動の高度化や経営安定化の促進に努めるとともに、環境保全に配慮した活力ある企業の育成に努めます。

また、都市としての活力の増大を図るため、新たな産業の創出に向けた環境整備を推進するとともに、流通、情報産業や研究開発機関の育成・誘致に努め、雇用の場の確保を図ります。

（3）商業の振興

日常生活圏の拡大や消費者ニーズの高度化・多様化など、消費動向に適切に対応した商業経営を図るため、賑わいのある商店街・商業核の形成に努めるとともに、小売業者の育成や後継者の確保を図るため、地元商業への集客力向上や商業経営の近代化を促進し、近代的で魅力ある商業の振興に努めます。

（4）観光の振興

余暇時間の拡大やライフスタイルの多様化に伴い、観光需要が増大している傾向にあるなか、観光・レクリエーション機能の充実を図るため、恵まれた自然環境を活用したレクリエーション施設の機能充実や新たな観光資源の開発に努めます。

また、観光イベントの充実や広域的な観光施設のネットワーク化を推進し、博物館、文学館等の既存施設や、旧市街地の観光資源を活かした都市観光の推進を図るとともに、交流人口の拡大による地域の活性化を図ります。

（5）消費者行政

消費者の被害防止に対する意識の高揚を図るとともに、消費者保護団体の育成を図り、資源保護、リサイクル運動を進め、市民が安心して暮らせるまちづくりに努めます。

また、消費者一人ひとりが環境問題に配慮した自発的な行動をとれるよう支援します。

施策名	主要事業の概要
農業の振興	農業生産流通基盤の整備
	農道の整備
	認定農業者・後継者の育成・支援
工業の振興	企業誘致の推進
	市民起業活動の支援
商業の振興	中小企業の育成・支援
	中心市街地活性化事業の推進
観光の振興	観光イベントの開催
	都市観光の推進
	観光資源のネットワーク化
消費者行政	消費者相談機能の充実

県事業の概要

施策名	主要事業の概要
農業の振興	県営畑地帯総合整備事業（尾崎北部地区）
	経営体育成基盤整備事業（幸江崎地区）
	経営体育成基盤整備事業（幸江崎地区2期）
	県営ほ場整備（担い手育成）事業（間中橋地区）
	県営湛水防除事業（新郷地区）
	県営土地改良総合整備事業（岡郷地区）
	県営地盤沈下対策事業（南総上流地区）
	県営地盤沈下対策事業（飯沼地区）
	広域営農団地農道整備事業（つくば下総地区）
	県営かんがい排水事業（霞ヶ浦用水第3期地区）

5 みんなで進める協働のまちづくり（自治・コミュニティ）

【基本方向】

新市の一体化などにより地域全体が魅力にあふれ、市民と行政が一体となった協働のまちづくりを推進するため、自主性に基づくコミュニティ活動を支援するとともに、情報公開の推進などにより、幅広い市民の意見が反映される体制づくりを推進します

また、多地域・多分野にわたる交流を進めることにより、地域特性の再発見、市民の地域への誇りや愛着の醸成、地場産業の振興などを図るとともに、本格的な国際社会の到来に対応した国際交流を促進します。

地方分権や行政改革の必要性が問われている中、市民からの提言を尊重し、時代の変化に対応した効率的、機能的な行政運営を目指して、事務事業や組織機能の見直しを図ります。さらに、職員の定数管理や資質向上のため研修等の充実に努めます。

また、財政基盤の強化に向け、自主財源の確保に努め、限りある財源を有効に活用します。

【施策の方針】

（1）コミュニティの推進

地方分権の推進により、自主性に基づくコミュニティ活動による市民主体型のまちづくりへの転換が求められているなか、新市では、個性にあふれ、活力ある地域社会を実現するため、小学校区単位を基本に、市民の主体性に基づいた地域特性や地域の課題などに着目したコミュニティ活動を促進し、地域市民の連帯感と自治意識の高揚を図るとともに、コミュニティ活動を支援するため、情報提供や人材の育成、拠点の整備などを積極的に行い、市民と行政の連携・協働によるまちづくりの推進に努めます。

（2）市民参画の拡充

市民と行政が一体となった協働のまちづくりを進めていくためには、行政に対する市民の関心をより一層高め、互いの役割を理解しあい、共に考え、共に行動していく機会の拡充と体制づくりが必要なことから、情報の公開、市民参画の新たな仕組みづくり、積極的な広報広聴活動などを推進し、市民参画の拡充を図ります。

また、市民と行政が情報を共有することが重要であることから、行政における情報化を推進し、市民サービスの向上に努めます。

（3）人権・男女共同参画

社会のあらゆる場への女性の参画を支援する体制づくりや人材育成に努め、地域社会活動へ男女がともに参画できるまちづくりを目指すとともに、男女相互の理解を深め、男女平等の意識を高めるための広報活動や啓発活動等の推進に努めます。

すべての市民が、性別、年齢、障害の有無、国籍などに制約されることなく、まちづくりの担い手として活発に活動するには、一人ひとりの人権が尊重されるまちであることが重要になります。このため、市民、関係機関との連携を図りながら、人権に関する意識啓発を進める学習・交流機会の提供に努めます。

(4) 地域間交流・国際交流の推進

地域間交流や国際交流を活発に展開し、相互の文化や歴史を学びあうことにより、広い視野と多様な価値観を身に付けた人づくりを進めるとともに、教育、文化、スポーツ、産業といった多面的な交流を推進し、連携と交流による活力あるまちづくりに努めます。

(5) 行財政運営の効率化

多様化、高度化する行政需要に適正に対応し、質の高い行政サービスの提供を図るため、職員の企画立案能力の向上や意識改革、専門職員の育成と適正配置等に努めるとともに、新市の行政改革大綱を策定し、事務の改善や組織機構の見直し等を行い、簡素で効率的な行政システムの確立を図ります。

また、財政基盤の強化、自主財源の安定的な確保に努めるとともに、事務事業の見直しを積極的に進め、経費の節減・合理化を図り、支出の効果が最大となるような効率的な事業の執行に努めます。

施策名	主要事業の概要
コミュニティの推進	地域コミュニティ活動の支援
	リーダーの育成
市民参画の拡充	市民意識の醸成
	市民参画活動への支援
人権・男女共同参画	男女共同参画の推進
	男女共同参画計画の策定
	人権に関する意識啓発の推進
地域間交流・国際交流の推進	姉妹都市交流の促進
	国際交流の促進
行財政運営の効率化	公共サインの統一
	C I 形成の推進
	新市総合計画の策定
	行財政改革の推進

第3節 先導的プロジェクト

新市における速やかな一体感の醸成と地域構造の有機的な関連を向上させるとともに合併に対する市民の期待にこたえるために先導的プロジェクトを定め、着実な実現を目指します。

(1) (仮) 南古河駅の設置

J R 宇都宮線新駅の新駅予定地周辺において、新市街地の形成に努め、新駅設置の早期実現を図ります。

(2) 筑西幹線道路の整備

国・県・市が一体となって、(仮) 岩瀬 IC から古河・総和地区までの約 42 km の区間の整備を促進するとともに、J R 宇都宮線新駅までの延伸を図ります。

(3) 高等教育機関の誘致

茨城県内人口 5 番目の都市にふさわしい高次都市機能の一つとして高等教育機関を誘致し、人材の育成を図ります。

(4) 各交流拠点の整備

文化交流拠点、みどりと産業交流拠点を整備し、県西地域の中心的都市として人と物の交流を図ります。

第4節 施策の実現化方策

(1) 多様な手法の活用

行政の効率化を図るため、運営手法の一つとして、新しい公共経営（NPM※1）が提唱されており、成果主義に基づく政策評価制度の導入、目標管理型の組織改革などの導入を図っていく必要があります。

また、これらの行財政システムの改革に加え、公共サービスの質的向上を図るため、公共サービスの民間開放（PPP※2）の導入を検討する必要があります。PPPは、行政、企業、非営利団体（NPO※3）が並列的に協力し、ユニバーサルサービスの意義を共有しながら公共サービスを提供していく手法であり、民間資本を活用した社会資本整備（PFI※4）をはじめ、公営企業の民営化、公共サービスの民間委託など、民間企業と市民組織が持つノウハウを積極的に取り入れ、市民にとって、公共サービスの多様性を確保するとともに、その価値を最大化する手法として期待されています。

(2) 多様な主体のまちづくり参加

まちづくりを進めるに当たっては、自治の憲法ともいえるべき自治基本条例を制定し、まちづくりの課題の発見、解決手法の開発、実施などに、市民はもとより、企業や非営利団体（NPO）など多様な個人・団体が参加できるシステムを確立していく必要があります。

(3) 地域分権化の推進

新市の総面積が **123.58** ㎢になることから、住民主役のまちづくりを進めるために、小学校を単位とした地域コミュニティを育成します。（仮）コミュニティマネジャーを中心に地域の課題に対応することとし、必要な権限及び財源をコミュニティ単位に保障するなど、地域分権化を積極的に進める必要があります。

※1 NPM:New Public Management

(ニュー パブリック マネジメント) の略

※2 PPP:Public Private Partnership

(パブリック プライベート パートナーシップ) の略

※3 NPO:Nonprofit Organization

(ノンプロフィット オーガニゼーション) の略

※4 PFI:Private Finance Initiative

(プライベート ファイナンス イニシアチブ) の略

第7章 公共的施設の適正配置と整備

第1節 基本的考え方

公共的施設の統合整備については、効率的な公共的施設の整備と運営を進めていく必要があることから、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮して順次検討を行います。

その検討にあたっては、市民のニーズを的確に把握し、新市の一体的・効率的な行政運営はもとより、地域の特性を考慮するとともに、利便性のバランスが保たれるように配慮するものとなります。

さらに、新たな公共的施設の整備についても、財政状況等を踏まえ、事業の効果や効率性について十分検討するとともに、既存の公共的施設を可能な限り有効に活用するなど効率的な整備に努めます。

なお、合併以前の旧市役所及び町役場庁舎については、既存施設の有効利用の観点から、市民生活に密着した行政サービスを提供する施設として存続させ、市民窓口サービスの低下を招かないよう十分配慮し、ネットワークなど必要な機能の整備に努めるとともに、その他の公共的施設との複合的な利用を図るものとなります。併せて、庁舎間を結ぶ交通機関の確保なども検討し、市民の利便性の向上にも努めます。

新庁舎建設については、財政状況等を踏まえ、交通事情や他の公共施設等との関係などを考慮し、検討していくものとなります。

第8章 財政計画

第1節 基本的考え方

新市における財政計画は、合併特例法に基づく新市建設計画の一部を構成するものであり、新市が目指す将来像を実現するための新市建設計画の財政運営を示し、今後も健全に財政運営を行うことを基本として作成したものです。

本計画は、新市建設計画の計画期間に合わせ、合併期日の属する年度及びそれに続く10カ年度（平成17年度～平成27年度）の財政運営の指針として、歳入・歳出の項目ごとに現況及び過去の実績、経済情勢、人口推移を踏まえて、普通会計ベースで作成しています。

作成にあたっては、堅実な財政運営を基調として、サービスの維持・向上を図るとともに、新市建設計画に基づく主要事業、合併のスケールメリットによる経費節減分、国・県の財政支援措置を見込んでいます。

現在、国において、「三位一体の改革」として国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含む税源配分の抜本的な見直しが議論されていますが、歳入予測にあたって不確定要素があることから、現行の行財政制度を基本として推計しています。

歳入・歳出を推計するうえでの主な前提条件は次のとおりです。

(1) 歳入の前提条件

①地方税

地方税については、過去の実績推移と今後の経済見通し等を踏まえ、人口推移を勘案しながら現行税制度を基本に推計しています。

②地方交付税

地方交付税については、現行の交付税制度を基本に、普通交付税の算定の特例（合併算定替）により算定し、合併特例債の償還に係る交付税措置分やその他の財政支援措置分（普通交付税合併補正・特別交付税）を見込んで推計しています。

③国庫支出金及び県支出金

国庫支出金及び県支出金については、一般行政経費分を過去の実績推移及び高齢者等の人口推移を踏まえて推計しています。

また、新市建設計画に基づく主要事業分、合併に係る財政支援措置分、2町の生活保護費分を見込んで推計しています。

④繰入金

繰入金については、新市建設計画に基づく主要事業の実施等に伴う年度間調整をするため、各種基金を効率的に活用していく方針のもと推計しています。

⑤地方債

地方債については、新市建設計画に基づく主要事業に伴う合併特例債を活用するほか、減税補てん債や通常債等の発行分を見込んで推計しています。

⑥その他

地方譲与税、各種交付金、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、諸収入等については、過去の実績等を勘案して推計しています。

(2) 歳出の前提条件

①人件費

人件費については、合併後の退職者の補充を抑制することによる一般職員の削減及び特別職、議会議員の減員による人件費削減効果を見込んで推計しています。

②扶助費

扶助費については、過去の実績推移を踏まえ、高齢者等の人口推移を勘案するとともに、2町の生活保護費に係る経費を見込んで推計しています。

③公債費

公債費については、既存発行分の地方債に係る元利償還予定額に、新市における新たな地方債（合併特例債等）に係る償還見込み額を加えて推計しています。

④物件費

物件費については、過去の実績推移を踏まえ、合併による節減効果を見込んで推計しています。

⑤維持補修費

維持補修費については、過去の実績推移を踏まえて推計しています。

⑥補助費等

補助費等については、過去の実績推移を踏まえ、合併による節減効果を見込んで推計しています。

⑦積立金

積立金については、合併市町村の振興のための基金の造成に伴う積立額を見込んで推計しています。

⑧繰出金

繰出金については、過去の実績推移を踏まえて推計しています。

⑨普通建設事業費

普通建設事業費については、新市建設計画に基づく主要事業費及び経常的な普通建設事業費を見込んで推計しています。

第2節 歳入・歳出計画

1 歳入

(単位：百万円)

区分	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度
1. 地方税	17,638	17,692	17,705	17,697	17,693	17,694	17,699	17,672	17,649	17,630	17,615
2. 地方譲与税	990	989	988	988	988	988	987	985	984	984	983
3. 各種交付金	2,378	2,378	2,378	2,378	2,378	2,378	2,378	2,378	2,378	2,378	2,378
4. 地方交付税	5,477	5,099	4,826	4,564	4,701	4,733	4,569	4,637	4,650	4,749	4,904
5. 分担金及び負担金	588	586	586	585	585	586	584	582	581	581	581
6. 使用料及び手数料	868	865	862	860	859	858	854	850	847	844	842
7. 国庫支出金	3,850	4,352	4,194	4,207	4,075	4,307	4,323	4,318	4,167	4,033	3,868
8. 県支出金	1,483	1,485	1,490	1,489	1,524	1,379	1,390	1,372	1,376	1,389	1,382
9. 財産収入	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28
10. 繰入金	4	204	370	60	116	44	44	254	4	4	4
11. 諸収入	966	1,152	1,370	1,378	963	963	963	963	963	963	963
12. 地方債	5,339	3,236	1,633	1,976	2,074	4,169	3,760	2,819	2,039	3,668	3,430
歳入合計	39,609	38,066	36,430	36,210	35,984	38,127	37,579	36,858	35,666	37,251	36,978

2 歳出

(単位:百万円)

区分	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度
1. 人件費	8,476	8,453	8,129	8,021	7,930	7,794	7,674	7,549	7,436	7,288	7,140
2. 扶助費	5,746	5,769	5,795	5,824	5,858	5,895	5,914	5,936	5,963	5,993	6,027
3. 公債費	4,111	4,089	4,137	3,903	3,883	3,869	3,728	3,461	3,509	3,656	3,552
4. 物件費	5,620	5,471	5,321	5,172	5,023	4,873	4,873	4,873	4,873	4,873	4,873
5. 維持補修費	318	318	318	318	318	318	318	318	318	318	318
6. 補助費等	4,954	4,841	4,727	4,613	4,499	4,499	4,499	4,499	4,499	4,499	4,499
7. 積立金	2,510	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8. 繰出金	4,884	4,884	4,884	4,884	4,884	4,884	4,884	4,884	4,884	4,884	4,884
9. 普通建設事業費	2,990	4,241	3,119	3,475	3,589	5,995	5,689	5,338	4,184	5,740	5,685
歳出合計	39,609	38,066	36,430	36,210	35,984	38,127	37,579	36,858	35,666	37,251	36,978

参考資料

都市基盤・生活環境の整備状況

【道路の整備状況】

(単位：m、㎡、%)

	実延長 m	面積 ㎡	改良済延長 m	舗装済延長 m	自動車交通不能道路延長 m	歩道延長 m	改良率 %	舗装率 %	自動車交通不能路比率 %
古河市	279,099	1,508,235	236,673	236,366	37,738	45,643	84.8	84.7	13.5
総和町	793,668	3,422,437	251,135	434,178	369,096	58,481	31.6	54.7	46.5
三和町	655,160	2,724,039	327,140	332,744	239,395	13,233	49.9	50.8	36.5
合計	1,727,927	7,654,711	814,948	1,003,288	646,229	117,357	47.2	58.1	37.4
						県	33.7	59.5	37.4

(資料：平成14年 公共施設状況調査)

【水道の整備状況】

(単位：箇所、人、千㎡、%)

	総数			上水道			専用水道		普及率
	箇所数	給水人口	年間給水量	箇所数	給水人口	年間給水量	箇所数	給水人口	
古河市	1	58,455	7,147	1	58,455	7,147	—	—	99.8
総和町	2	45,442	5,332	1	45,284	5,113	1	158	93.0
三和町	1	29,453	2,607	1	29,453	2,607	—	—	74.8
合計	4	133,350	15,086	3	133,192	14,867	1	158	91.0
							県		88.0

(資料：平成14年度 茨城県の水道)

【下水道の整備状況】

(単位：人、%)

	排水人口			水洗便所設置済人口			合併処理浄化槽処理人口	公共下水道普及率	下水道普及率	下水処理普及率
	公共下水道	農業集落排水施設	計	公共下水道	農業集落排水施設	計				
古河市	44,915	—	44,915	39,131	—	39,131	3,720	74.9	74.9	81.2
総和町	22,033	2,742	24,775	17,921	1,875	19,796	5,952	45.3	50.9	63.1
三和町	3,390	5,573	8,963	820	3,741	4,561	5,045	8.4	22.1	34.6
合計	70,338	8,315	78,653	57,872	5,616	63,488	14,717	47.2	52.8	62.6
							県	45.6	50.0	65.3

(資料：平成14年 公共施設状況調査)

【し尿処理の整備状況】

(単位：人、kl、%)

	平成4年度				平成14年度			
	計画収集人口	収集量 (kl)	自家処理量	衛生処理率	計画収集人口	収集量 (kl)	自家処理量	衛生処理率
古河市	59,222	11,567	22,537	100.0	59,929	4,456	26,888	100.0
総和町	45,684	7,746	16,067	95.7	48,671	2,993	20,576	100.0
三和町	39,356	8,992	8,749	98.5	40,500	4,523	16,115	100.0
合計	144,262	28,305	47,353	98.3	149,100	11,972	63,579	100.0

(資料：公共施設状況調査)

公共的施設等の状況

【保育所の状況】

(単位：箇所、人、%)

	箇所数			定員			対象者数	施設充足率	
	総数	公立	私立	計	公立	私立		公立	公私立計
古河市	9	5	4	610	340	270	1,367	24.9	44.6
総和町	6	2	4	450	180	270	707	25.5	63.6
三和町	4	—	4	330	—	330	471	—	70.1
合計	19	7	12	1,390	520	870	2,545	20.4	54.6
							県	32.4	64.7

(資料：平成14年 公共施設状況調査)

【幼稚園の状況】

(単位：園、人)

	園数	学級数	園児数			教員数	千人当たり園数	
			総数	3歳	4歳			5歳
古河市	9	42	989	238	369	382	70	0.152
総和町	5	34	749	169	292	288	48	0.104
三和町	8	35	783	203	283	297	51	0.202
合計	22	111	2,510	626	932	952	173	0.150
							県	0.141

(資料：平成16年 学校基本調査)

【小学校の状況】

(単位：校、人)

	学校数	学級数	児童数	教員数	人口千人当たりの学校数	教員一人当たりの児童数	
古河市	7	122	3,428	178	0.118	19.26	
総和町	10	127	2,954	186	0.208	15.88	
三和町	6	94	2,373	135	0.151	17.58	
合計	23	343	8,755	499	0.156	17.55	
					県	0.195	17.22

(資料：平成16年 学校基本調査)

【中学校の状況】

(単位：校、人)

	学校数	学級数	生徒数	教員数	人口千人当たりの学校数	教員一人当たりの生徒数	
古河市	3	54	1,731	110	0.051	15.74	
総和町	3	49	1,469	101	0.062	14.54	
三和町	3	46	1,430	90	0.076	15.89	
合計	9	149	4,630	301	0.061	15.38	
					県	0.081	15.30

(資料：平成16年 学校基本調査)

【社会福祉施設の状況】

(単位：人)

老人保健福祉施設	市町名	施設名	定数
特別養護老人ホーム	古河市	愛光園	50
	古河市	わたらせ	50
	総和町	白英荘	50
	三和町	みどりの里	50
	三和町	秋明館	50
軽費老人ホーム	総和町	下総プリンスクラブ	50
	三和町	みどりの里	20
老人短期入所施設	古河市	愛光園	10
	古河市	わたらせ	12
	総和町	白英荘	8
	三和町	みどりの里	10
老人デイサービスセンター	古河市	愛光園	25
	古河市	わたらせ	19
	古河市	あやめ	10
	総和町	白英荘	15
	総和町	総和中央病院	90
	総和町	ゆうりん	50
	三和町	三和町地域福祉センター	40
	三和町	みどりの里	30
在宅介護支援センター	三和町	さくら苑	15
	古河市	愛光園	
	古河市	平成園	
	古河市	わたらせ	
	総和町	青嵐荘	
	総和町	白英荘	
	総和町	バックアップ	
介護老人保健施設	三和町	みどりの里	
	古河市	平成園	100
	総和町	青嵐荘ケア・アシスタンス	70

障害者施設	市町名	施設名	定数
身体障害者療護施設	総和町	青嵐荘療護園	50
	三和町	青嵐荘つくし園	50
知的障害者更生施設	三和町	青嵐荘蒔のとう舎	入所 50、通所 20
知的障害者授産施設	古河市	セルプあじさい古河	通所 40
障害者福祉施設センター	古河市	古河市心身障害者福祉センター	
精神障害者共同作業所	古河市	ふれあい	

児童福祉施設	市町名	施設名	定数
重症心身障害児施設	総和町	青嵐荘療育園	50

(資料：保健医療福祉施設等一覧)

【医療施設及び医師の状況】

(単位：箇所、床、人)

	医療施設							医師				
	病院		一般診療所		歯科診療所施設数	保健センター施設数	人口10万人当たり施設数	合計	病院	一般診療所	一般診療所(歯科)	人口10万人当たり医師数
	施設数	病床数	施設数	病床数								
古河市	1	25	44	120	34	1	136.1	112	4	55	53	190.6
総和町	6	1,383	20	26	19	1	95	107	70	14	23	221.0
三和町	1	100	14	41	11	—	65.9	31	2	11	18	78.5
合計	8	1,508	78	187	64	2	103.6	250	76	80	94	170.4
						県	107.6				県	192.6

(資料：平成14年茨城県医療施設調査、平成14年茨城県医師・歯科医師・薬剤師調査)

【文化・スポーツ施設の状況】

区分	施設名称	市町名	施設の概要等
文化施設	市立図書館	古河市	蔵書総数 135,512 冊
	古河市公会堂	古河市	収容定数 900 人
	スペースU古河	古河市	収容定数 360 人
	古河文学館	古河市	作家永井路子氏をはじめ古河ゆかりの作家の資料を展示
	古河歴史博物館	古河市	古河公方、鷹見泉石にまつわる文化財を展示
	篆刻美術館	古河市	日本初の篆刻専門の美術館
	古河街角美術館	古河市	美術分野における市民創作活動の場としても活用
	鷹見泉石記念館	古河市	蘭学者鷹見泉石の晩年の住居を公開
	図書館資料館(燦SUN館)	三和町	蔵書総数 78,888 冊
スポーツ施設	古河市立体育館	古河市	アリーナ、柔剣道場、トレーニング室 敷地面積 4,135 ㎡
	古河市民球場	古河市	敷地面積 11,276 ㎡
	リバーフィールド古河	古河市	渡良瀬川の河川敷を利用したスポーツレクリエーション施設
	古河スポーツ交流センター	古河市	プール、トレーニング施設のほか、宿泊・研修施設も完備
	丘里公園(野球場)	総和町	敷地面積 18,164 ㎡
	北利根北公園(野球場)	総和町	敷地面積 7,745 ㎡
	北利根南公園(野球場)	総和町	敷地面積 4,926 ㎡
	健康ふれあいスポーツセンター	三和町	アリーナ、温水プール、トレーニング室 敷地面積 5,870 ㎡
町営野球場	三和町	敷地面積 12,231 ㎡	

(資料：平成14年 公共施設状況調査)

行財政の状況

【歳入歳出決算（普通会計）の推移】

（単位：千円）

歳入	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
古河市	17,858,423	17,660,319	17,787,993	17,028,206
総和町	13,741,699	13,335,374	13,501,213	12,472,384
三和町	10,941,897	9,809,146	9,761,931	9,487,376
合計	42,542,019	40,804,839	41,051,137	38,987,966
歳出	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
古河市	17,858,423	17,287,371	17,440,953	16,694,166
総和町	13,258,150	12,836,938	13,086,094	12,190,402
三和町	10,291,658	9,119,384	9,173,199	8,847,259
合計	41,408,231	39,243,693	39,700,246	37,731,827

（資料：地方財政状況調査）

【自主財源比率の推移】

（単位：％）

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
古河市	55.83	53.94	53.75	56.10
総和町	66.88	65.26	66.59	69.69
三和町	43.74	44.78	45.59	46.63
3市町合計	56.29	55.43	56.03	58.14
類似団体	51.62	51.70	53.79	54.99

（資料：地方財政状況調査）

【義務的経費の割合の推移】

（単位：％）

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
古河市	50.54	48.93	50.13	50.99
総和町	37.10	36.43	36.69	38.90
三和町	36.72	40.46	40.66	40.75
3市町合計	42.70	42.87	43.51	44.68
類似団体	36.72	36.40	39.88	41.92

（資料：地方財政状況調査）

【経常収支比率の推移】

（単位：％）

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
古河市	85.5	85.8	88.0	91.3
総和町	86.0	87.6	90.4	92.4
三和町	78.2	80.7	83.3	82.4
3市町平均	83.8	85.1	87.6	89.4
県内市	81.3	82.0	84.0	87.5
県内町村	79.9	80.8	81.9	85.6
類似団体	79.3	79.8	81.4	84.1

（資料：地方財政状況調査）

【財政力指数の推移】

(単位：%)

	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
古河市	0.65	0.63	0.63	0.64
総和町	0.82	0.81	0.80	0.82
三和町	0.50	0.50	0.50	0.51
3市町平均	0.66	0.65	0.65	0.65
県内市	0.72	0.70	0.69	0.71
県内町村	0.50	0.49	0.49	0.50
類似団体	0.72	0.70	0.71	0.72

(資料：地方財政状況調査)

【公債費負担比率】

(単位：%)

	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
古河市	22.0	21.3	21.3	20.5
総和町	10.0	9.3	8.6	8.6
三和町	10.9	12.2	11.2	10.1
3市町平均	15.2	15.0	14.4	13.9
県内市	14.6	14.5	14.6	15.5
県内町村	12.1	12.2	12.2	12.7
類似団体	15.8	16.0	16.5	17.5

(資料：地方財政状況調査)

【議員数(平成 16 年 8 月 1 日現在)】

(単位：人)

	任期満了年月日	法定数A	現行条例定数B	減少数A-B
古河市	H19.4.30	30	26	4
総和町	H20.3.15	26	25	1
三和町	H20.2.10	26	22	4
新市	—	34	73	△39

【職員数(普通会計ベース H15.4.1現在)】 (単位：人)

	職員数	市民千人あたりの職員数
古河市	399	6.73
総和町	328	6.82
三和町	239	6.03
合計	966	6.57
類似団体	1,102	7.19

【年代別職員構成(普通会計ベース)】

(単位：人、歳、%)

	職員総計	年齢別										平均年齢
		18歳 ～ 23歳	24歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳	60歳 以上	
古河市	399	7	62	46	25	50	64	101	44	—	—	44.35
総和町	328	—	58	46	33	77	75	29	10	—	—	41.59
三和町	239	7	52	35	17	49	38	25	16	—	—	40.76
合計	966	14	172	127	75	176	177	155	70	—	—	42.53
構成比	100.0	1.4	17.8	13.1	7.8	18.2	18.3	16.0	7.2	—	—	—
類似団体	1,102	2.8	19.2	10.3	9.3	24.6	12.9	12.7	8.2	—	—	41.7

(資料：平成 14 年度地方財政状況調査)

【一部事務組合・協議会の状況】

組織名等	構成市町			概要	その他の構成市町村
	古河市	総和町	三和町		
茨城西南地方広域市町村圏事務組合	○	○	○	企画、連絡調整、養護老人ホーム老人福祉センター、消防、総合運動公園、特殊湛水防除	下妻市、岩井市、八千代町、千代川村、石下町、五霞町、猿島町、境町
清水丘診療所事務組合			○	病院	猿島町
さしま環境管理事務組合		○	○	し尿、ごみ、火葬場、コミュニティーセンター	岩井市、境町、猿島町、五霞町
岩井市外5か町公平委員会		○	○	地方公務員法第8条第2項に基づく職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の審査、判定及び不利益処分についての不服申立に対する裁決又は決定に関する事務	岩井市、五霞町、猿島町、境町、清水丘診療所事務組合、さしま環境管理事務組合
古河・総和土地区画整理一部事務組合	○	○		土地区画整理事業	

(資料：平成15年度茨城県市町村概況)

【公営企業会計の状況】

	事業名	市町名
法適用	水道事業	古河市・総和町・三和町
非適用	下水道事業	古河市・総和町・三和町
	ゴルフ場事業	古河市
	農業集落排水事業	総和町・三和町
	特定環境保全公共下水道事業	三和町

【第3セクター等及び土地開発公社の状況】

(平成16年8月1日現在)

区分	民法・商法法人の区分	市町名	法人名	当該市町村出資額及び出資比率(千円)	主要業務	職員数	その他パート・嘱託
						うち市町村からの派遣数	
出資割合が25%以上の法人	民法法人	古河市	(財)古河市高齢者福祉事業団	30,000 (100%)	老人福祉センター運営管理、市内巡回バス運行等	1 0	
	民法法人	古河市	(財)古河市体育協会	54,900 (54.4%)	スポーツ振興事業、健康・体づくり事業等	6 1	嘱託1 パート3
	民法法人	古河市	(財)古河市住宅公社	500 (100%)	住宅の建設、用地の確保等	3 3	
	商法法人	古河市	㈱古河市情報センター	10,200 (51.0%)	システム製品販売事業、ソフト開発事業等	10 0	
	民法法人	古河市	(財)古河市民公社	10,000 (100%)	古河総合公園の運営維持管理、道路清掃事業、斎場管理運営等	4 2	臨時職員5 嘱託1
	民法法人	総和町	(財)総和町公園緑地協会	50,000 (100%)	ネーブルパーク・研修センター等管理運営	17 2	
出資割合が25%未満の法人	商法法人	古河市	㈱雪華	10,000 (20%)	市民主体の包括的なまちづくり事業	0 0	パート2
	商法法人	古河市	㈱古河ソフトウェアセンター	100,000 (11.7%)	情報化人材育成、専門的調査・研究・情報提供、情報化産業のコンサルティング	4 0	
	商法法人	古河市	リバーシティケーブルテレビ㈱	1,000 (0.3%)	情報通信設備網の整備、有線テレビジョンの放送事業	8 0	パート3
土地開発公社	特別法	古河市	古河市土地開発公社	5,000 (100%)	公有地の先行取得及び処分	3(市職員兼務)	
	特別法	三和町	三和町土地開発公社	10,000 (100%)	公有地の先行取得及び処分	4(町職員兼務)	